

平成17年第1回竜王町議会定例会

平成17年3月22日

午前9時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程

日程第1 一般質問

一 般 質 問

- | | | |
|------|---|---------|
| 1 | 竜王町国民健康保険診療所について | 西 隆 議員 |
| 2 | 行財政改革の基本方向について | 勝見幸弘 議員 |
| 3 | 発達障害者支援法について | 勝見幸弘 議員 |
| 4 | 運賃対照表・行政コスト計算書キャッシュフロー計算書作成について！！ | 寺島健一 議員 |
| 5 | 自律のまちづくりの具体策は | 中島正己 議員 |
| 6 | 自律に向けた改革を | 辻川芳治 議員 |
| 7 | 河川の水質検査について | 近藤重男 議員 |
| 8 | 竜王町の観光産業の発展について伺う | 山田義明 議員 |
| 9-1 | 市町村合併について | 辻川芳治 議員 |
| 9-2 | 市町村合併状況と自律のまちづくりについて | 川嶋哲也 議員 |
| 10 | ワンストップサービスは | 辻川芳治 議員 |
| 11 | 機構改革と住民サービスと財政について | 岡山富男 議員 |
| 12-1 | 平成17年度町行政執行方針と予算について伺う | 川嶋哲也 議員 |
| 12-2 | 改革元年のスタート、行政方針について | 竹山兵司 議員 |
| 13 | 平成17年度教育行政方針について伺う | 川嶋哲也 議員 |
| 14 | ゴミ減量化に本腰を入れて取り組もう | 若井敏子 議員 |
| 15 | 国民健康保険税と医療費の減免制度を | 若井敏子 議員 |
| 16 | 町財政の将来見通しについて | 若井敏子 議員 |
| 17 | 憲法9条遵守のための憲法学習を | 若井敏子 議員 |
| 18 | 非核宣言の自治体として | 若井敏子 議員 |
| 19 | 県、所有地80haの利活用等について | 竹山兵司 議員 |
| 20 | 義経元服池周辺の交通安全と観光振興等について | 竹山兵司 議員 |
| 21 | NHK大河ドラマ「義経」の元服の地について | 圖司重夫 議員 |
| 22 | 観光ウェルカムガイドの体制確立と観光協会について | 圖司重夫 議員 |
| 23 | 国道477号線への防犯灯設置について | 圖司重夫 議員 |

日程第2 議員派遣について

2 会議に出席した議員（14名）

1番 中島正己	2番 山田義明
3番 中村義彦	4番 近藤重男
5番 辻川芳治	6番 寺島健一
7番 圖司重夫	8番 竹山兵司
9番 岡山富男	10番 西 隆
11番 川嶋哲也	12番 若井敏子
13番 勝見幸弘	14番 村井幸夫

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長 山口喜代治	助役 勝見久男
収入役職務代理者 事務吏員 山添登代一	教育長 岩井實成
総務主監 林吉孝	企画主監兼 企画財政課長 佐橋武司
住民福祉主監 池田純一	産業建設主監 松尾勲
総務課長 北川治郎	税務課長 杼木博子
生活安全課長 青木進	住民福祉課長 西村喜代美
農業振興課長 兼農業委員会事務局長 三井せつ子	商工観光課長 川部治夫
建設計画課長 小西久次	上下水道課長 松村佐吉
教育次長 村地半治郎	学務課長 松浦つや子

5 職務のため議場に出席した者

主監兼議会議務局長 三崎和男	書記 古株治美
----------------	---------

開議 午前9時00分

○議長（村井幸夫） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、14人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成17年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（村井幸夫） 日程第1、一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡単明瞭に要旨のみお願いいたします。

発言通告書が先に提出されていますので、それに従い、質問をお願いいたします。

それでは、10番、西 隆議員。

○10番（西 隆） 平成17年第1回定例会一般質問に1番としてお尋ねいたします。

竜王町国民健康保険診療所について。竜王町の国保直診施設医科・歯科診療所が住民の健康管理を担っていただいております。福祉の根幹をなす医療部門、特に地域医療の充実については住民だれもが求めるところであり、高齢化の進む昨今、医療費の低減を求める願い、健康管理を願う思いが高まっております。

竜王町自律推進計画策定における行財政改革の基本方針、素案の民間活力の導入について、国民健康保険診療業務が民間活力を導入していくとあるが、どのようなことか伺いたい。

また、医科・歯科診療所の地域医療における任務についても説明を求めます。

○議長（村井幸夫） 池田住民福祉主監。

○住民福祉主監（池田純一） ただいま、西議員さんからいただきましたご質問にお答えいたします。

ご承知いただいておりますとおり、国民健康保険法は昭和13年7月に農山漁村の医療保障とあわせて疾病の予防を行うものとして発足しており、ちなみに都市部に多い工場労働者を対象とする健康保険制度は、昭和2年に実施されております。

国民健康保険の保険者は、当初は国民健康保険組合でありましたが、昭和23年

に市町村公営に改められると同時に、任意加入制を強制加入制とされまして、昭和34年1月1日からは新国民健康保険法の施行により、市町村は昭和36年4月1日までに国民健康保険事業を開始しなければならないということになりまして、被用者を対象とする健康保険制度と自営業者などを対象とする国民健康保険制度の実施により、昭和36年4月から「国民皆保険」の開始が実現したところでございます。

ここで、国民健康保険制度の理念を申し上げておきます。

本制度は、疾病、負傷を保険事故として保障する医療保険であることから、保険制度の創設と同時に医療を提供する場も必要となったわけでございます。このため、当時の国民健康保険組合は直営の診療所を設置することができるものとされ、これが今日まで続いている国民健康保険直営診療施設でありまして、こうしたことから現行の国民健康保険法におきましても法第86条において「保険者は被保険者の健康保持増進のため必要な事業を行うよう努めなければならない」と規定されており、保険者に努力義務が課せられているところでございます。

近時の少子・高齢化等社会情勢、人口構造も変化する中、社会保障全般にわたりまして大きく見直しがされてきております。また、見直しをしていかないと現行制度において持続可能ができなくなってきた状況にもなっております。

しかし、健康は何ごとにもまさるかけがえのないものであり、今日までの国保直診の役割は時代とともに、その重要性が増してきており、現在では保健・医療・福祉を統合した「地域包括ケア」を国保直診の理念とされております。

しかし、国・地方を問わず大変厳しい状況下、少子・高齢化等社会構造も大きく変化する中、国においては三位一体の改革など地方分権が推し進められてくる中、国保直診に置かれている理念を保持しつつ、その運営においても経営感覚を十分に自覚しながら改革を図っていかねばならないと考えております。

なお、民間活力導入についてのお尋ねについては、さきに申し述べました基本理念等十分に勘案しながら、有識者等幅広い住民の皆さま方、関係機関、関係者等、また調査研究する中、慎重に考えていきたいと考えております。

今後におきましても議員各位の格段のご指導をいただきながら、健全経営に努めていきたい、住民の健康管理・医療充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 10番、西 隆議員。

**○10番（西 隆）** ただいまも回答をいただきましたが、国保の理念として、被保険者に対する療養のため、健康保持増進に関する施設等を設け、必要な事業をすとうたわれ、国保直診の役割、保健・医療・福祉を統合した地域包括ケアを理念に活動していただいております。

去る1月25日の全協におきまして、勉強会、医科の医師より国保診療の説明を受けました。竜王町一人当たりの費用額と国保直診2設置市町村平均費用額の比較をさせていただきますと、2万1,963円の差があると、当局と町の国保被保険者3,500人、年間7,608万円の削減となります。

特に、歯科においては「8020運動」の推進、子どもの虫歯予防に取り組んでいただいております。

そして、県の専門家に聞くところによると、学齢期の子どもたちにおいて、虫歯、う蝕とも言われましたが、多い自治体と、そうでない自治体の歯科医療費に大きな差があるところであります。

国民一人当たり歯の治療費は、平均世帯で約2万円とも言われております。特に行政機構改革の流れの中で民間委託にできる事業は、民間に委託するということが言われておりますが、う蝕虫歯予防事業については、経済的にも技術的にも一般開業歯科医師が中心になって推進することは極めて高度な予防知識を有し、かつ篤志家的な歯科医師でない限り困難であると言われます。

公的医療機関の虫歯歯科医師が虫歯の予防活動にかかわることにより、大きな虫歯の減少をもたらすことができるということは、早期発見、早期治療から疾病予防、健康増進にシフトされ、医療費の抑制を目指している保健医療行政の流れの中で、これからの公的歯科医療機関のあり方の1つとして注目すべきことであるとお聞きしました。

町長、この事例は、どこのことを言われていると思いますか。竜王町の歯科診療所が大きく注目を浴びている、すばらしいことだと思います。こうしたことから、私としては、今ある直診施設を行革絡みとして民間委託していくことにおいては再考願いたいと思います。

国保診療所が民間診療所にしたとき、このようなことができないと思いますが、そのことについてお伺いしたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま、西議員さんの方から歯科診療所、また保健センターの問題についてご質問がございました。昨今の歯科診療所の運営につきまして

は、非常にご苦勞をいただいております、保健センターを充実していただきまして、虫歯予防に非常に力を入れていただいたということで、竜王町はかつてない治療の良質な伸びということを承っております。こういったことは欠かすことができないと思います。

しかし、今、民営化の問題でございますけれど、これはすぐさま実行するというわけにはまいりません。これは、十分熟慮し、検討し、皆さんとともに、この問題について取り組んでまいらないかと、このように思っております。

しかしながら、最近の社会情勢、国も県も地方も、すべてが民活を生かしながら行政をスリムにし、そして住民の皆さん方の負託に応えられるように運営していくというのが最近の社会情勢になってきておるようにも認識をしております。こういったことにつきまして、私は、今この問題をすぐ民間活力につなげていくという点につきましては、相当な研究研鑽を深めてまいりたいと、このように思っておりますのでご理解を願いたいと、このように思います。

**○議長（村井幸夫）** 10番、西 隆議員。

**○10番（西 隆）** 今、我が町は自律推進に向かって一生懸命努力している最中でございます。特にこの医科歯科診療所が財政的に、この町にとって、今後において重荷になっていくか、逆だと思われます。かえって、医科歯科診療所を充実することにより、町にとっては医療費負担の軽減になるということが確信できると思ひます。今後において、住民の福祉と健康を守る立場を守っていくことを強く要望させていただきまして、質問を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

**○議長（村井幸夫）** 次に、13番、勝見幸弘議員。

**○13番（勝見幸弘）** 平成17年第1回定例会一般質問、13番、勝見幸弘。

行財政改革の基本方向について、具体的行財政改革の基本方向（素案）についてが示されました。

3年間で人件費1億円削減、職員1割削減、施設管理経費の清掃費を年間600万円抑制、18年4月に外郭団体の抜本的な整理・統合、国民健康保険診療業務、学校給食業務等に民間活力導入の4点でありました。

4点目は、歯科診療所および歯科保健センターも対象になっていると思われるのですが、17年度予算には現在の歯科診療所の建物修繕費が850万円計上されております。当面の応急的な予算措置との理解はできるのですが、移転目的のために防災センターの前に確保した敷地は、今後どのようにされるのかお伺いいたしま

す。

自律のまちづくりで行財政改革をこれから進めるためには、計画変更の理由と今後の計画を明らかにする説明責任があると思いますが、いかがお考えかお伺いいたします。

診療業務に民間活力を導入して、同時に歯科保健センターの業務が行えるのでしょうか。十分な議論が必要だと思います。子どもたちの虫歯が減少してきて、「8020運動」につながるものが将来にわたって竜王町民の医療費の抑制にも大きな効果を挙げると考えるならば、その数値を示して議論すべきだと思いますが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

**○議長（村井幸夫）** 池田住民福祉主監。

**○住民福祉主監（池田純一）** 勝見議員さんのご質問にお答え申し上げます。

自律するまちづくりの中で、特に歯科診療所についてお尋ねいただいております。ご承知のとおり、庁舎西側防災センター前に歯科診療所と歯科保健センター施設整備のための用地を確保いただいております。

これは、平成14年1月に竜王町防災センター整備事業と国民健康保険歯科診療所と歯科保健センター整備のため、土地収用法による事業認可をいただき、平成15年度に防災センターが建設され、続いて歯科保健センターを建設していくべく、国・県の補助事業を受けながら進めていたところでございますが、国の三位一体等の改革、また財政事情等により、歯科診療所ならびに歯科保健センターの整備事業においては、やむなく遅延することになったわけでございます。

今日の社会経済情勢は大きく変化する中、本町におきましても自律のまちづくりとして今日まで行政全般における事務事業等大きく見直しをし、検討、再評価し、行財政改革推進委員会で議論をいただいております。

西議員のご質問にもお答え申し上げますとおり、国保直診は保険者における健康増進、医療の推進において、努力義務が課せられており、今日の時代要請を受け、地域包括医療ケアとしての大きな使命がございます。

すべての経営が民間活力導入ということではございませんが、国における三位一体の改革、財政事情等、大変厳しい折から国保診療所としての使命から逸脱しない中、議員仰せのとおり、今後において幅広く有識者や住民皆さまからの十分な議論の上、調査・研究していかねばと考えているところでございます。

特に、本町における歯科保健センター事業は、全国的にも国保直診として大きな評価をいただいております。さきの地域包括ケアのさらなる向上を目指して、

市町村合併に備える国保直診のあり方に関する検討委員会の第一次報告書が示されたわけでございますけども、その中で国保直診における課題が大きく提起されておりました。国保直診は、地域住民の健康増進を図ることにより、医療費が減少し、国保財政の健全化につながるとともに、長年にわたって地域包括医療としての実践成果を挙げてきているというふうにされております。

地域包括医療ケアとして、さらに充実し、住民の医療と福祉の向上を図る上からも現在の用地は、医科・歯科総合国保診療として整備していくべく十分な議論と方向性を研究する中、まさに国民健康保険制度の理念であります国保直診の健全運営を目指しながら取り組んでいきたいと考えるものでございます。

今後におきましても議員各位の格段のご指導をいただきますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 13番、勝見幸弘議員。

**○13番（勝見幸弘）** 質問の中には、民間活力を導入して保健センター業務は行えるのかということと、それから「8020運動」によって医療費削減にまで、町民の医療費削減にまで及ぶ経済効果、そういったものも数値を示して議論すべきじゃないかというふうなことを質問の内容として申し上げたつもりなんですけれど、ご回答がいただけなかったのもう一度お願いしたいと思っております。

本来、個人の歯というのは治療と予防というのが当然大事なんです。治療というのは治すことであり、予防というのは虫歯や歯周病にならないようにすることなんですけれど、しかし民間の歯科医院さんは、主に治療による診療報酬により生計を立てておられるのであります。よって、予防指導に力を入れ過ぎると、治療に来る人が少なくなります。治療と予防というのは、まさに相反する行為だと言わざるを得ません。

歯科保健センターの業務とは、まさにこの予防に力を入れる業務であり、診療業務が民間の採算を重視する考えが導入されると、一体での運営は難しくなるのではないかなというふうに思われるのですが、そういう意味から具体的にどのような方法で民間活力を導入しようとお考えになったのかということが聞きたかったわけでございます。よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 池田住民福祉主監。

**○住民福祉主監（池田純一）** 再度のご質問でございます。数値の部分につきまして、ちょっとこれから、また説明させていただきます。

議員仰せのとおり、先ほど国保の理念を申し上げました。そういう形で予防と

治療の部分につきましても、勝見議員の方からもお話がございましたけども、それについては近時の流れ、十分調査・研究しながら取り組んでいきたいということで、先ほどからお答えを申し上げているとおりでございます。

特に、竜王町の状況を申し上げますと、平成6年度に調査されました竜王町の小学校6年生の虫歯の罹患率、いわゆる虫歯にかかっている虫歯は3.77本と滋賀県の2.77本を上回っており、県内の市町村の小中学生の中でワースト2位ということで、最悪の結果が示されておりました。このことは滋賀県の歯科保健関係機関の中でも指摘されておりました、竜王町の学校保健委員会でもう蝕予防、いわゆる虫歯予防の必要性が共通理解をされておりました、虫歯予防の重要性が理解されておりました。

具体的な方法とか、そういうものは学校、PTAの働きかけなどで今日まで不十分であったということ、これらを踏まえまして平成7年度から就任いただきました歯科医師を中心に歯科保健の啓発を学校保健委員会などで検討されまして、ブラッシング指導とか食生活の見直し、フッ素洗口などを関係者の協力によりまして、虫歯、う蝕予防に向けて一丸となって取り組みをされまして、「8020運動」というような運動をされてきました。

そうしたことから、平成11年度には歯科保健センターを併設し、虫歯は生活習慣病としてとらえられ、保護者や家族、また町民運動として「竜王ちゃちゃちゃ運動」として全町的に取り組みを展開していただいていたところでございます。

特に開業歯科医院、学校医、保健所、保健士、学校の養護教諭、学校の関係者等協力いただきまして、平成12年9月からは小学校の児童にフッ素洗口を実施していただきまして、徐々に保育園児とか幼稚園児に対しましてもフッ素洗口をしていただき、特に1歳6カ月児からの実施を現在していただきまして、保護者の協力もいただきながら大きな力となってきております。

こうした結果におきまして、平成14年度では6年生児童の虫歯の罹患率、当初3.77本という数字でございましたけども、14年には1.16本と、県内では上位から5番目と飛躍的に改善されまして、虫歯が減少してきたということでございます。

さらに平成16年度の状況では、滋賀県の平均が1.83本ということですが、竜王町におきましては1.06本ということで、虫歯の減少を見ていただきました。実績、この10年になりましたけれども、こうした実績が実ってきたということでございます。

さらに平成17年度の見込みも学校保健関係の中では見込まれておりますけども、

0.8本、さらには18年度には0.14という形で県下でもトップ的になってきたというふう聞いております。

こうしたことで、医療費の治療につきましても大きく実績が出てきているということでございます。

さらに、数値目標ということでございますので、高齢者の「8020」、80歳にして20本の自分の歯を達成していこうという「8020運動」を展開していく中で、そうでない人と比較しますと3,442円、いわゆる非達成者の方が多いということで、医療費が多くかかると言われております。

概算でございますけれども、1人当たり3,442円ということで、受診率、受診者を800人といたしまして約3,000万円の医療費が1年間で削減できると、これにつきましては高齢者の分でございますけれども、そういうような数字が明らかに出てきているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 13番、勝見幸弘議員。

**○13番（勝見幸弘）** ただいま、10年にわたる歯科保健センター業務の成果をお答えいただきましたけれど、歯科保健センター、あるいは国保の歯科診療所というものについては、直営をしているからこういうふうな成果が上がったんだというふうなことも言われておりますけれど、実際には歯科診療所というのは、国保の歯科診療所というものは、もっと以前から竜王町は直営でやってきたわけでございます。

ところが、県内ワースト2位という実績を持っていたというのも事実であります。なぜ今、これだけ改善ができたのかということをもっと考える必要があるのではないかなということも思います。

それから、高齢者の医療費のことなんですけれど、「8020運動」の経済効果というものは、医療費の抑制に対してもあるのであれば、個人の家計を助けることだけではなく、国保会計にも、西議員が先ほど言われましたように、国保会計にも福祉保健事業にも町として大きな経済効果の恩恵を受けることを忘れてはいけないと思います。

「8020運動」というのは、子どものころからの、今の小学生の虫歯の数が減ってきたところから正しいデンタルケアと、青年期のセルフケアが大変重要だと言われております。子どもの虫歯の数が、この10年ですばらしく改善されたことはありがたいことなんですけれど、この取り組みが、この「8020運動」実現

への近道であると、この取り組みを継続されることが「8020運動」実現への近道であろうと思われます。

自律推進に向けての取り組みは始まったばかりです。聖域なく、さまざまなことを検討して切り詰めるところは思い切って切り詰めることが必要です。しかし、ここぞと思われるところには、今まで以上に力を注ぐことも必要なのではないのでしょうか。

高浜市へ視察研修に行ったとき、言われました。「集中と選択だ」という言葉を言われました。まさしく、足りないところを伸ばさなければならない、伸ばさなければならないところ、足りないところ、まさしく小さくてもキラリと光る部分を大事にしていくべきだと思います。

こういった観点から、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま、勝見議員さんの方から歯科診療所の問題、またこういう虫歯の問題につきましては、10年間、大変診療所の先生のお力添えによりまして、先ほども申させてもらいましたように非常に虫歯治療が徹底してきたということは喜ばしいところでございます。

こういったことで、この診療所の問題につきましても、先ほども申させてもらいましたように、そう簡単には民間活力でやっていくということが十分研鑽を深めないかんとすることは、もう、当然のことかと思っております。

また、自律推進を進めている中で、これも期間的にいつからいつということではなく、これは、もう長期的な問題とも思いますし、やはり取り組み方につきましては的確に情報を取り入れながら自律のまちづくりを立ち上げていかなあかんとすることは、もう、議員もご承知のとおりでございます。こういったことといたしまして、我々といたしましても、まず健康で住民の皆さん方がおっていただくのが、まず第一でございます。こういったことで、虫歯予防は健康の第一番ではなかろうかと、このように思っておりますので、こういった問題も重々検討しながら力を入れてまいりたいと、このように思っております。

このようなことで、自律推進は非常に分野も広うございますし、こういった面にも皆さん方のお力添えをいただきながら自律推進のまちづくりに努めてまいりたいと、このように思っておりますのでご理解を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます、まことに簡単でございますけれど、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 13番、勝見幸弘議員。

○13番（勝見幸弘） 次の質問に移ります。

発達障害者支援法について。

平成15年第3回定例会の一般質問において、LD、学習障害や、ADHD、注意欠陥多動性障害についての質問をさせていただきました。

国や県では特別支援教育として、18年ごろにはすべての学校で体制づくりができる特別支援教育の充実のため、専門の指導員設置を要望していきたいとの回答だったと思います。

ところが、昨年12月3日、参議院本会議において、超党派による議員立法である発達障害者支援法が全会一致で可決・成立いたしました。発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにした法律のようです。

さらに、平成17年4月1日から施行されるとのことです。

そこでお伺いいたします。

竜王町にも該当児や、その傾向が見られる子どもはいるのか。

その子どもたちや保護者の意思を尊重した支援策は、どのようなことを考えておられるのか。

県からの指導や補助金等の予算的措置は、どのようなものがあるのか。

発達障害は、小・中学、児童・生徒の6%はいるとされているものの、今までは法制度もなく、制度の谷間になっており、十分な対応がなされていなかったそうです。よろしくご回答をお願いいたします。

○議長（村井幸夫） 松浦学務課長。

○学務課長（松浦つや子） 勝見幸弘議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

発達障害者支援法は、発達障害者をめぐる状況にかんがみまして、発達障害者に対し生活全般にわたる支援を図り、その福祉の増進に寄与するため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、支援センターの指定などについて定めるために法律が制定され、この4月1日から施行されます。

もう少し具体的に申し上げますと、今まで障害と認められていなかった軽度発達障害を障害と認め、必要な支援を行うことが定められたものです。

発達支援とは、発達障害者に対し、その心理機能の適切な発達を支援し、円滑

な社会生活を促進するために行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的および教育的援助をいうと、うたわれております。

また、国や地方公共団体の責務といたしまして、発達障害の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うこと。つまり、就学前の発達支援や学校教育における教育的支援、そして就労や地域における生活などに関する支援、家族に対する支援が行われるよう適切な処置を講ずるものと示されています。

第1点目の当町にも該当児などがいるかというご質問でございますが、当町にも医療機関で診断を受けて、はっきり病名がわかっている子どもさんもおられますし、医療機関までは行かないけれども、その傾向が見られ、特別な支援を必要としている子どもさんもおられます。

そうした子どもたちが、議員さんもおっしゃっておられますように全国調査では、通常学級に6.3%いるという結果が出ております。町では、全国調査と同じ形式での調査はしておりませんが、各校・園で通常学級に在籍をしまして、配慮が必要だと言われている人数は、やはり6%を超えております。

第2点目の支援策についてのご質問ですが、学校教育の中では特別支援教育ということで、従来の障害児、知的とか身体虚弱とか、情緒障害に当てはまらない子どもたち、いわゆるLDとかADHD、高機能自閉症などですけれども、それも含めまして個別に配慮が必要な子どもたち一人ひとりに合った教育的支援をしていくために各関係機関においても検討をしております。

学校では、各校・園に特別支援教育コーディネーターを担当者として配置いたしまして、校内委員会を設け、組織的に対応できるよう整備を進めております。

発達障害は、目では見えない、ほかの人にはすぐにはわからない障害であるために周りからの理解が得られないままに自尊心・自己肯定感をなくしていき、何事にも消極的になったり、学校に行けなくなったりするなどの二次的な障害があらわれることも多いのが現状でございますので、広く理解を深めていただくために啓発をしていきたいと考えております。

最近になりまして、発達障害の存在が随分理解されるようになりまして、町においても関係者、学校・園とか言葉の教室指導員、心の教育相談、スクールカウンセラーや適応指導教室指導員などが連携をする中で早期に発見をいたしまして、必要に応じて医療機関や相談機関などへ紹介をし、保護者の同意のもとで情報を共有し、連携した支援ができるようになってきました。

また、そうした子どもたちの支援にあっては、発達障害者支援法にもあるよう

に、学校教育だけに限らず、乳幼児期や学校卒業後、就労までを見据えた一貫した支援の体制が必要であると考えておりました、4月から開設をされます教育支援室が関係課との連携の拠点となりまして、縦割り行政を打破した部局横断型システムの構築を進めていきたいと考えております。

取り組みに当たりましては、一番大切にしたいのは、子ども本人や保護者の意思です。子どもにとって、また保護者にとりまして、一番よいあり方を一緒に寄り添って考えながら支援を進めていき、子ども一人ひとりが生き生きと過ごせる自立した支援を送れるよう支援をしていきたいと考えております。

今年度、関係課、住民福祉課、商工観光課、生涯学習課、学務課が集まりまして、特別支援教育体制の準備に伴う会議を開催いたしまして、この23日には専門の講師を招いて学習会を開催いたします。

議員さんも時間が許されましたら、ぜひ参加をしていただきたいと思います。

また過日、2月12日には、滋賀医科大学、滋賀大学、龍谷大学、滋賀県によります地域貢献特別支援事業といたしまして、特別支援教育をめぐる医療・教育・福祉の連携会議が開催をされまして、当町の現在の取り組みとか今後の取り組みについて提案をしたところでございます。

次に、第3点目の県の指導や予算的措置についてのご質問でございますが、国では平成15年、16年度に全国の都道府県と政令都市を対象に特別支援教育推進体制モデル事業の指定を行い、県でもこの指定を受けてモデル事業を実施しております。

今年度、本町では竜王中学校と竜王西小学校が滋賀県特別支援教育推進体制整備事業の指定を受けまして、教職員研修を実施いたしますとともに、ケース検討会を通しまして、特別支援教育の理解推進に努めております。

さらに、町全体の教職員の資質向上に資するために夏期休業中に教職員全員研修会を開催いたしまして、特別支援教育に視点を充てた学習会を開催いたしました。県からは、この研修会に当たりまして、講師謝金の補助をいただいております。

17年度におきましても、この事業を推進していくには専門知識を持つ人材の確保が必要になってきますので、さらに県などに要望をしていきまして、教育支援室の充実を図っていききたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 13番、勝見幸弘議員。

**○13番（勝見幸弘）** 発達障害者支援法という法律が新しくできて、その第3条に国および地方公共団体の責務がうたわれておりまして、第7条に市町村は保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童とともに生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとするという条文がございます。

昨日、竜王幼稚園の卒園式に列席をさせていただきまして、その席でも式典に入れない子どもが数名いらっしゃるということをお聞きしました。一人ひとりが付きっきりでの対応をしなければならないという、非常に大変な状態であるように思いました。

そのことに対して、今年度、17年度どのような予算的措置がされているのかということがお聞きしたかったわけでございます。確かに、学習会も必要ですし、そのことの認識を高めていくためのことも必要かとは思いますが、たちまちこの4月からいらっしゃる子どもたちに対してどういう対応をしていただけるのかということ再度の質問でお聞きしたいと思っております。

もう1点、第14条に、都道府県知事は、いわゆる発達障害者支援センターというものを設置するようということが決められております。滋賀県では、どこになるのでしょうか。そのこともあわせてお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

**○議長（村井幸夫）** 松浦学務課長。

**○学務課長（松浦つや子）** 勝見幸弘議員さんの再度のご質問の第1問目です。

17年度の予算措置ができていくかということでございますが、具体的に申し上げますと教育支援室の方には専門の先生までは行かないんですけども、専門の先生につきましては週何回か来ていただくような形を取っておりますし、また学校・園現場におきましては、特に幼稚園の方におきましては、子どもたちが小さいということもかんがみまして、臨時的で予算を見ております。

それから、2点目の発達障害者の支援センター等ということですがけれども、滋賀県では現在「伊吹」というところで支援センターを持っているわけなんですけれども、今後につきましては、今ここら辺の近くで言いますと八幡の養護学校とか、それから八日市養護学校等を今後はそういうような支援センターにもしていくということは聞かせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 13番、勝見幸弘議員。

**○13番（勝見幸弘）** このような発達障害児と言われる子どもたちは、やはりほかの

児童とともに健全な発達、ほかの児童とともに生活することが健全な発達が望まれる、できると、こういうふうなことが言われておりますので、その子どもたちや保護者の方々の要望を、意思を十分尊重していただいて、みんなの中で生活ができるような、そういう対策を町としても取って、やっていただきたいなということをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（村井幸夫）** 次に、6番、寺島健一議員。

**○6番（寺島健一）** 平成17年第1回定例会一般質問、6番、寺島です。

貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書作成についてでございます。

きょう現在、竜王町ではたくましい自律のまちづくりに向けて頑張っているところとありますが、町の財政状況が一目でわかる手法が求められているところとあります。

今日までの官庁会計による決算書を作成しているにもかかわらず、なぜこのような発生主義による計算書を作成しなければならないのだろうか。それは、現在の官庁会計では、ストック情報とコスト情報が欠落しているからであります。現在、自治体はどれだけの財産を有しているのか。将来、住民負担は、どれだけあるのか。行政サービスには、どれだけのコストがかかっているのか。歳出以外に発生しているコストはないのか。こういった問いに単式簿記、現金主義の官庁会計では答えられない。貸借対照表や行政コスト計算書を作成して、初めてこれらの情報を入手することができるのである。

まず、貸借対照表を作成することにより、これまでに形成されてきた社会資本の状況を踏まえた財政分析を行うことが可能となる。

また、行政コスト計算書を作成することにより、1年間に費やされた自治体のサービスの水準を知ることができる。代表的な分析方法に住民一人当たりの行政コストがあります。キャッシュフローの計算書については、資金の流れを明らかにするものであり、今日までの方法に似通っております。

以上のようなことから、単年度決算でなく、継続性のある手法により、住民への自治体の姿を会計というツールにより明らかにすることが求められるため、これの作成についてお伺いをいたします。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 寺島議員のご質問にお答えをいたします。

本質問につきましては、前回は議員より一般質問をお受けをいたしましたところでございます。地方財政の状況を的確に把握するには、ストック情報やコスト情報等による総合的な財政分析が必要であり、このことはご指摘のとおり現在の単式簿記、現金主義ではできないものであり、貸借対照表や行政コスト計算書の作成は経年的な財政状態を把握する上でも有効な手段でございます。

また、住民に対する説明責任の一手法として、これらの作成をする動きが広まってきており、滋賀県下におきましても昨年4月に行いました調査によりますと、貸借対照表を作成済の団体が20団体で40%。行政コスト計算書作成済の団体が9団体で18%の作成状況であります。

調査結果の中にも意見として出されておりましたが、貸借対照表の作成により、把握可能となったストック情報やコスト情報をどのように分析評価し、公表すべきか。公表資料は住民にとって難解であろう。

また、公表したが、あまり反響がなかったなどと、多くの団体において課題として挙げられております。

本町におきましては、前回のご質問の中でもご回答をさせていただきましたように、その活用方法等の課題につきましては、今後の研究課題といたしまして、まずは住民への説明責任、行財政改革の取り組みの一環として貸借対照表等の作成について、実行に向け、現在、調査研究を重ねておるところでございます。

また、平成16年度決算につきましても、本年9月定例議会での認定をお願いすべき予定をしておりますが、この時期に合わせまして貸借対照表、行政コスト計算書およびキャッシュフロー計算書を集約し、公表できるよう取り組みを進めておりますのでご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 6番、寺島健一議員。

**○6番（寺島健一）** 前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。

現在の官庁会計は、経常収支比率や公債費比率などの断片的な財務指標や目的別の単年度の歳入歳出に限られたストックやコストの概念のない情報しかわからないと。そんなことから、民間企業で言えば自社の財政状態や経営成績を知ることができない状態にあるということでもあります。自律のまちづくりに欠かせない手法であり、早急に着手をお願いし、よろしくお願い申し上げます、質問を終わります。

**○議長（村井幸夫）** 次に、1番、中島正己議員。

**○1番（中島正己）** 平成17年第1回定例会一般質問、1番、中島正己。

私は、自律のまちづくりの具体策について質問をいたします。

竜王町は、当面、独自で自律のまちづくりを目指すとのことであります。3月末の合併特例法の期限を前に近隣市町からの働きかけもあったようですが、自律推進計画に基づき、さらに行財政改革に取り組むとのことであります。三位一体改革による補助金や交付税の削減が今後も予想されており、職員や特別職等の給与、報酬の引き下げは限られております。

行政組織や外郭団体のあり方について、今までの竜王町政の延長線上での改革では、単独でのまちづくりは困難ではないかと思いますが、具体策はどのように考えておられますか、町長の考え方を伺います。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま、中島議員さんからのご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

竜王町は、今日まで住民皆さまや議会の意向に沿いまして、自律するまちづくりを進めていくこととしております。町の資源や特性を生かしまして歩んできたまちづくりに、さらに磨きをかけ、個性あふれるたくましいまちづくりを推進しているところでもございます。その具体的な目標といたしましては、自律推進計画の策定と実行に取り組んでいるところでもございます。

そのことを踏まえまして、過日の町民フォーラムには議員各位をはじめ、町民多数のご参加をいただき、まことにありがとうございました。まさに住民と議会、行政が一体となって、ともに魅力あるまちづくりを進めるという有意義なフォーラムであったかと感じているところでもございます。

自律的な町をつくっていくということは、いわゆる国も地方も自立的に行動をするということであり、必要な財源は地方自らが賄って、そしてどのような町をつくっていくかを地域のことは地域で決めるということであろうかと思っております。

それは、まさに自己決定、自己責任といった地方分権、地方主権の時代を実現することだと言われてもおります。このようなことから、合併する、しないにかかわらず、それぞれに自律できる町を持続推進していくためには、まずは最小の経費で効率的な行政を進めていく上で、積極的な行財政改革に取り組み、行政運営のスリム化が必要と考えておるところでもございます。

国の三位一体改革や経済の回復も依然として見通しの立ちにくいのが現実でございますが、より厳しくなる社会経済の情勢の中で、このままの行政運営では、

これからの厳しさを避けていくことが非常に難しいのではないかと感じているところでもございます。

竜王町は、住民皆さんの協働の中でたくましい町を推進していくためには、より一層の効率的・効果的な行政経営を図る行財政改革と町の特性を最大限に生かした積極的な地域経済の活性化を誘導する取り組みを進める対応が必要かと考えておるところでもございます。

中島議員からも発言をいただきましたように、実行ある大胆な改革を進めていかなければならないと感じております。既に、一部ご説明をさせていただいておりますように、人件費の抑制や民間活力の導入などに加えて、財政運営に大きな影響が懸念されます外郭団体の運営につきましても、平成17年度検討期間として、その方針に基づいて平成18年度4月を目標に抜本的な整備統合を目指してまいりたいと考えてもおります。

また、地域経済の活性化、財政基盤の安定化につきましては、本町の最大の特徴である名神竜王インターチェンジを最大限生かす産業誘導を機動的に、戦略的に推進していく考えでもあります。この計画の策定や実行は、町民フォーラム、まちづくりアンケートでいただきました住民意向を十分に生かし、一たん、まとめの段階と移ってまいります。実行できるところから着手していく考えでもございます。

議会においても委員会を設置していただいておりますので、私も皆さま方のご意見を承りながら、たくましく地域を再生するまちづくりの実現に向けて、そして実行していくため、環境をいかに整えていくか、将来にわたってこの町がどのようなべきか、今一度、幅広い視点に立ちながら町民の幸せのためにも今後の方向性もしっかりと見定めながら進めてまいりたいと考えております。

議員皆さまのさらなるご指導とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 1番、中島正己議員。

○1番（中島正己） 滋賀県の市町村合併につきましては、我々が予想しております以上に合併が進んでまいったというように思っておりますし、周辺の市町が合併をされまして、竜王町と同じような規模の町がなくなるということになります。

このような中で、仮に竜王町の財政がうまく、これからいくにしても、県内の小さい町が少なくなるということや、また新合併特例法によりまして、いろんな方面から合併を迫られるということもあるのではないかとこのように思われます。

このまま竜王町が自律推進でいけるかというところは、なかなか難しい問題ではないかと思いますが、この点につきましてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま、中島議員さんの方から再質問で、このような竜王町の状況で最近の県下の状況を見ますと、合併も非常に進んできたということで、竜王町は大丈夫かと、こういうようなことでございます。

まさに、おっしゃるとおりに非常に昨今の情勢も刻々と変わってまいりました。こういった中で竜王町が独自にたくましいまちづくりをやるんやということは、変わりはありません。しかしながら、やはりしっかりと議会と、また住民さんのご意見を受けとめながら、町といたしましても将来を見極めていかないかという時期ではなかろうかというようにも思いますが、何といたしましても、まず自分の足元をきっちりと見定めながら、まちづくりに取り組んでまいりたいと、このようにも思いますし、今後におきましては、また町といたしましても、それぞれの方向性を見定めていきたいと、このように考えております。

まことに簡単でございますけれど、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 1番、中島正己議員。

○1番（中島正己） フォーラムの中でも指摘があったというふうに思います。合併する町については、今後10年間で改革を進めていけばいいというようなことでありますが、合併しない町については、それ以上の努力が必要やという指摘もございました。今の改革のスケジュールでは、少しテンポが遅いように思います。もっとスピードアップすべきではないかというように考えておりますし、またフォーラムの中でも竜王町の財政状況についての数字で説明もありました。

19年度は赤字ということになっておりますが、会場の方からは、それについてのいろんな指摘なり、話題にもならなかったということでございます。多くの町民の皆さん方につきましては、行政が何とか解決してくれるんやないかというふうな考えがあろうかと思えます。

国の三位一体改革の影響で、これはやむを得んやということだけで済ませるものではないかというように思いますし、どのような具体策を考えておられるのかお聞きしたいと思えます。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 再度の質問にお答えをいたしたいと思えます。

町民フォーラムで講師の先生方の方から介護保険の問題に触れられまして、これでええのかというようなお話もございました。まさに、財政問題も考えますと、非常に厳しい状況ではなかろうかなというようにも思います。

既にフォーラムでも資料といたしまして3年間の財政状況をグラフで表したのを皆さん方のお手元にも届いておるというようなことで、非常に財政状況も厳しいということで、平成19年には、試算といたしましては2億7,000万円の不足額が生じるというような状況にもございます。こういったことを踏まえまして、それじゃあどうしていくのかということになりますが、非常に申すまでもなく自律推進、また行政改革等々で、いろんな削減を図っておるところでございます。

しかし、削減も限度がありますので、やはりこれは、しっかりとその方向性も見定めないかん時期ではなかろうかというように思っております。大変、情勢としては厳しい状況でありますので、先ほども申しましたように、やはり方向性もきっちりと見定めていかないかんということには変わりはありませんので、ご理解をいただきますようによろしくお願いを申し上げまして、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 1番、中島正己議員。

○1番（中島正己） ありがとうございます。以上で終わらせていただきます。

○議長（村井幸夫） 次に、5番、辻川芳治議員。

○5番（辻川芳治） 平成17年度第1回定例会一般質問、5番、辻川芳治。

自律に向けた改革をということで、平成17年度竜王町執行方針の中で、町長は竜王町の将来を見極め、この1年を改革の年としてスタートを切りたいと述べられました。就任以来、行財政改革に取り組んでおられる中、手数料徴収条例や農村女性の家および勤労福祉会館の施設使用料の条例改正を提案されました。

しかし、施設の設置された目的を考えますと、住民サービスの低下にならないのか。また、手数料の改定や使用料を徴収する目的と、用途の説明をしていただきたい。

改革案については、各委員会での意見や、また竜王町まちづくりアンケート集計結果などを参考にすれば住民の方が改革に期待し、何を望んでおられるのか、職員の方が何をすべきか、同一意見がたくさんあるのですから、まずそこから取り組むのが住民サービスであり、自律に向けた改革であると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村井幸夫） 林総務主監。

○総務主監（林 吉孝） 辻川議員さんより、山口町長が改革を進める中での自律に向けた改革をとの質問であります。町長にかわりまして回答をさせていただきます。

まず1点目の質問にあります竜王町手数料徴収条例の一部改正をする条例や、農村婦人の家の設置および管理に関する条例の一部改正、ならびに勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部改正の提案にかかわってのご質問と受けとめ、回答をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、住民サービスの低下にならないのかということでございますが、手数料の徴収につきましては、提案説明で町長に申し上げましたが、地方公共団体が当該地方公共団体の事務等で特定のもののためにするものにつき、その費用を償うための条例で定めた額を徴収する料金であります。

その手数料の料金は、当該事務に要する経費と、その事務により受ける特定のものの利益を考慮して定めることとなっております。

したがって、その趣旨に基づき、今回、20年ぶりに改正するものであります。改正金額は、昭和59年4月に100円から200円に改正され、今回、300円に改正するもので、竜王町公共料金等審査会で、あらゆる角度、住民の立場、利用者負担の原則、行政の運営面等から慎重に検討されて答申をいただきましたので、その答申を反映させていただくものであります。

使用料につきましては、地方自治法第225条の定めによりまして、行政財産や公の施設の使用、利用の対価として、その使用者、利用者から徴収する料金であります。いずれも、その一部を負担願うもので、料金設定につきましては、総合的に勘案した使用料、利用料といたしましたもので、住民の皆さまにご理解いただけるものと考えております。

料金が安いのと、住民サービスは異なるものと考えております。したがって、今回の条例の一部改正が住民サービスの低下に結びつくものとは考えにくいものであります。

2つ目でございますが、手数料の改正や使用料を徴収する目的と用途についてでございますが、徴収目的は、前段の回答で申し上げましたとおりでございますが、手数料の徴収は特定のものが利益を受けることが明らかな場合だけではなく、許可・検査のように、それを受けなければ一定の行為ができないような場合、例えば反射的利益を受ける場合も該当します。

また、用途でございますが、手数料料金の収入は、その維持、管理的経費に充て

るものであります。

次に、まちづくりアンケート調査を参考に、さきに改革することが自律に向けた改革であるとのことについてであります。質問にありますように、山口町長は、行政執行方針で述べましたとおり、17年の1年を改革の年としてスタートを切りました。自律した、たくましいまちづくりの竜王町自律推進計画によりまして、既にご高承のとおり4本柱「地域再生・行政改革・財政構造改革・意識改革」の推進を図っているところであります。

この自律推進計画の推進にあたり、今日までの山口町長を囲む懇談会や、まちづくりアンケート調査、行財政改革推進会議等の意見・要望等を精査し、来る竜王町の将来を見極めて、竜王町自律推進計画に段階的に反映させておりますので、ご理解とご指導をお願い申し上げて、回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 5番、辻川芳治議員。

○5番（辻川芳治） 以前に説明受けたんですけど、農村女性の家、約60万円とか、勤労福祉会館で約37万円ですか、手数料徴収は161万円、これらの収入は何に充てるのかといたら、ちょっと自律のまちづくりの何に使うのかということが、ちょっとわからなくて、ただ財政の穴埋めというか、公債費の一部になるのではないですかということをお聞きしたかったんです。

それと、手数料の徴収料というのは、ある意味、受益者負担とか、電算化による機器の維持管理等々、一定の理解はできるんですけども、施設利用料はやっばり設置目的から考えて、徴収すべきでない、明らかに住民のサービス低下につながると思います。

自律に向けた改革についてなんですけども、昨年9月の定例会で町長は、行政側だけが効率化や改革改善に取り組むのではなくて、住民皆さまと行政がともに同じ意識を持ち、一体となったまちづくりの取り組みを行っていくことが、まさに竜王町の行財政改革であると考えておりますと答弁されました。そのとき、住民自治、住民との協働ともおっしゃいましたけども、この同じ意識を持つということには、まず今までの、これまでの財政事情を説明する責任があると思うんですよね。

この前から収入役を置かないでやるとか、特別職の報酬カット、これらは財政事情がわからない住民さんにとっては、単なるパフォーマンスにしか受け取られないと思います。

自律のまちづくり、改革において住民が本当に得られるものは何であるかとい

うことを再度町長にお伺いしたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 辻川議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思  
います。

私も改革元年と申しておりますように、非常に今日までからの右肩上がりの時  
代からは遠く過ぎ去ってきたということで、非常にその押し寄せてきた波が大き  
く被さってきておるといのは、議員もご承知のとおりでございます。

こういったことで、この料金値上げの問題等々につきましても、やはり景気が  
いいから上げてもいいとか、悪くなったから上げるなどか、こういう問題ではな  
かろうかと私は思います。これは、ある程度、その時期時期を見計らいながら、  
料金だけではなく、すべてを精査する中で設定をしていくべきものではなかろう  
かと、このようにも思っております。そうでないと、先ほども出ておりますよう  
に、20年間上げてなかったとか、ことしで5年間上げてなかったとか、このよう  
なことでは、私はなかなか一定した料金問題、またすべての予算についても同じ  
ようなことが言えるのではなかろうかなというように考えております。

こういったことから改革元年というようにも申しております。こういったこと  
で、先ほども改革につきましては行政、住民が一体となってやっていかなあかん  
ということで、住民の皆さん方、町の財政状況もわからんのに何で値上げするの  
とか、給料を減らすのかということも、やはり住民の皆さんにしかと知らせてい  
くべきだというようなお話でございます。まさに、そのとおりかと思えます。こ  
れからは、このことにつきましても住民を身近にお話をさせていただきまして、  
ご理解をいただけるように取り組んでまいりたいと、このように思っております  
ので、ご理解賜りますことをお願い申し上げてお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 5番、辻川芳治議員。

**○5番（辻川芳治）** 20年ぶりというのは、あらゆる面で社会状況の見極めというの  
がされてなかったんじゃないかと、その判断がやっぱりあまいんじゃないかなと  
思います。

それと、今、町長、やはり懇談会なんかも回られたわけですから、そのときに  
そういう、これまでの財政事情というのは、もっと説明する責任があったんじや  
ないかなと思います。

財政については、またあとの質問にも絡みますので、ちょっと庁舎内のことに  
触れたいと思うんですけども、改善とか、職員さんの意識改革についてお伺いし

たいんですけども、町全体を見る職員が少ない。定期的な人事異動はするべきと違うかなというのは、前に一度、投げかけたことがあるんですけども、ある管理職の方が、今さらほかの部署に移されてもなという、ちょっとなげきの声を出されていたことも聞いたことがあるんですけども、今、住民サービスの視点で機構改革であるとか、窓口の一元化などなど、皆さんの知恵を出し合って取り組んでいただいていると思うんですけども、若い職員の方は定期的に職場を異動してもらって、知識の幅を広げてもらう。そして、また現場から提案をどんどん出してもらう。

管理職の方は、リーダーシップをとって、自らが住民さんと接して意見交換をし、町の情報を収集する、そういう姿がちょっと見えないんじゃないかなという思いをしております。

だれしも長年同じ職場にいれば、よく言われる「ことなかれ主義」になりがちなんですけども、本当に自律を目指すのであれば管理職の強いリーダーシップとか、説得力のある行動で若い職員さんに刺激を与えて、やる気を起こさせるという、そういう姿勢が必要ではないかと私は思っております。

したがって、職員の給料カットというのは、今、すべきではないと思えますし、職員の補充をしないことについては人事的、事務的に継続を断ち切ってしまうんじゃないかと、そういう思いもあります。

そこで、本当に自律する町において、管理職、職員の姿、意識の改革について、ちょっとお伺いしたいなと思えます。

それと同時に、昨年9月の定例会の私の再々質問に対して、町長は「各種団体への天下りについても検討課題として取り組む」と答弁をいただきました。あわせて、町長の考えをお伺いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 勝見助役。

**○助役（勝見久男）** 辻川議員さんから、職員の意識改革についてのご質問をいただきました。

職員の意識改革については、この自律推進計画の4つの柱の中の1つとして大きく挙げているわけでございます。いろいろご指摘をいただきましたんですが、この自律推進計画の策定に向けましては、庁内の検討委員会、あるいは若い職員のプロジェクチーム、そういったものを平成16年当初から設置をしまして、そしてその改革につきましては、やはり職員の全体が認識をしなければならない、共通理解をしなければならないと、こういうことでスタートをさせてきたところ

でございます。

そういった中で、全体的な行政機構の問題でありますとか、いろんな施策の、これからの施策のあり方等について、いろいろな分野に分かれまして、それぞれ若い職員、管理職、あるいはまた若い職員でプロジェクトチームをつくりまして検討をずっと進めてきたところでございます。

そういった中で、これからの改革について、本当に若い職員の皆さん方の意見をたくさん出してもらいながら、そして積み上げてきた全体的な自律推進計画と、今なっているわけでございます。

なかなか、皆さま方の意見が職員の一人ひとりの意見が、すべてに反映されているとは、なかなかいろんな相反する意見もありますので、ではありませんけれども、そういった過程の中で、この自律推進計画を積み上げてきたと、こういうことではございますので、その辺のところを職員も一生懸命になって、これからのまちづくりについて、どういうようにしていこうかということで、自分の仕事をもちながら、またその時間をみんなで見いだしながら、毎日、積み上げてきたと、こういう結果でございまして、そういった活動の中で今言いましたまちづくりについての意識改革というのは、そのプロジェクトチーム、あるいはまた自律推進計画に向けましての、いろんな意見を出す、そういう葛藤の中で熱心に取り組んできてくれておりますので、そういったことも大事にしなければならないかなど、こういうふうに思っているところでございます。

ご指摘のありました、まだまだ不十分やないかという点につきましては、これからこの自律推進計画が、いよいよまとまってきまして、来年度からはこれの実行の年になりますので、これからそういうことも十分、職員のみinnで共通理解をする中で推進をしまいたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、簡単でございますが、ご回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 5番、辻川芳治議員。

**○5番（辻川芳治）** 町長の答えもなかったもので、ちょっと不満やったけど、最後の質問もちょっと答えがなかったんですけど、先ほど、中島議員さんも言われてたんですけど、短時間、短期間で改革というか、自律に取り組まなかったら、竜王町はどうなるのかなという不安があります。

昨年、町長は夏祭の懐古行列をスパッとやめられた。決断というのは、すごい評価されているんで、今後も自律のためにみんなで考えていきたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（村井幸夫） 次に、4番、近藤重男議員。

○4番（近藤重男） 平成17年第1回定例会一般質問、河川の水質検査について質問をいたします。

環境に配慮した安全・安心のまちづくりの推進に努力されているが、企業においては自己責任、また社会責任における工場排水、水質保全に努められているが、町内河川の水質検査は、どのようにされたのか。また、平成16年1月に町内企業の一部に工場排水検査結果について、ヘキサン抽出物質含有量の基準数値を超えることに対し、排水施設の点検を行うよう指示されたようであるが、改善されたのか、その管理態勢は、どのようにされたのかということにつきましてお伺いいたします。

○議長（村井幸夫） 青木生活安全課長。

○生活安全課長（青木 進） 近藤重男議員さんの、河川の水質検査についてのご質問にお答えをいたします。

町内におきます河川の水質検査であります。平成16年度の実施分につきましては、町内の河川、祖父川、日野川、総四郎川、寒尻川、大洞川、善光寺川、新川、中津井川、足洗川の10河川におきます12地点を対象に水質調査を実施いたしております。

水質調査の調査回数につきましては、年間4回、4月、10月は8地点、7月、1月は12地点を対象に行っており、調査項目につきましては、窒素、リン等7項目であります。

河川13地点の低質調査につきましても年1回実施しております。調査項目は水銀、鉛等6項目となっております。

また、町内にごございますゴルフ場の水質調査につきましても年2回の水質調査を実施しており、調査項目は河川調査項目と同様、7項目に加えまして、農薬類の項目を追加分析いたしております。

次に、工場排水検査であります。町内10事業所の13地点におきまして排水調査を年2回実施いたしております。

調査項目につきましては、窒素、リンほか20項目を行っております。

また、町内山之上の廃棄物処理場の産廃溶出調査につきましても年1回実施し、調査項目は14項目となっております。

さらに町内の大気官庁調査といたしまして、年6回、竜王小学校および西小学

校におきまして実施をいたしております。

なお、排水等の試料採取につきましては、町により現場採取を行い、分析につきましては今年度より、八日市衛生プラント組合における分析業務の廃止に伴いまして、し尿収集業者で結成されましたクリーンぬのびき広域協同組合への業務委託を行っております。

以上が町内の河川および工場排水等の町の分析調査内容でございます。

次に、ご質問の昨年1月実施の町工場排水調査による町内事業所における排出基準超過に対する対応等につきましてのご質問をいただいております。

この該当事業所につきましては、町内岩井地先に操業される廃棄物処理施設の事業所と思われます。当該事業所におきましては、施設の更新時にあわせて町との公害防止協定書および付属覚書の見直しを行ってきた経過がございます。

ご質問のヘキサン抽出物質含有（油分）の基準超過につきましては、町が平成15年11月10日に実施をいたしました工場排水調査の結果であり、協定書基準値3ミリグラム／1に対し、測定結果10ミリグラム／1でありました。

この対応といたしまして、排水処理施設の点検等の行政指導を行い、具体的な対応として排水処理施設の油水分離槽内の排水すべてを排出し、分離槽内の清掃を実施いただいたところでございます。

なお、その以後におきましては、調査から基準超過は見受けられない状況でございます。

今後におきましても、町による定期的な立ち入り調査の実施や関係自治会等、行政、事業所で実施をいたしております年間4回の情報交換会等の実施を通じて、管理指導体制を強化いたしてまいりたいと考えます。格別のご指導ならびにご理解を賜りまして、よろしく願い申し上げます、回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 4番、近藤重男議員。

**○4番（近藤重男）** 平成16年度の日野川なり、大洞川、新川、10カ所の検査を4月と7月に行っているという中におきましての問題点はなかったように伺えるわけですが、あとに申し上げました、その問題につきましては地元の方で、そういうことのないようにということが言われていた中にもかかわりませず、そういう結果の濃度が排出されたということで、これにつきましても山口町長を囲む懇談会に、当集落におきまして地元の企業に対しまして、町民が安心して、安全に暮らせるための、ひとつこの企業につきましては目を向けてほしいと、厳しくという何でございませぬんけど、目を見張ってほしいというようなこと

等の町に対する要望もあったわけでございます。このことにつきまして、改善されているということであるわけでございますけれども、協定をされて以後にそのようなことが起きたということで、私たちとしてもびっくりをしているところでございます。

また、農業用の井戸ということで、県内、守山市にもそのようなことの、いわゆる国の環境基準を超えた数値があらわれたというようなこと等で、それは循環機器メーカーの方の報告からわかったわけでございますけれども、その敷地内でそのようなことが、発がん性が指摘されるようなことができたというようなこと等も何しているところでございます。

また、それに対しますところの隣接の地域につきましては、井戸水、地下水を飲まないようにという県の方の指導もされているというようなこと等も聞くところでございます。今後、十分ひとつ、町内におきましてもそういうことのないよう厳しく、やはりこれにつきましては企業は企業の自己責任というものもございませう。また、行政としての指導も十分にご配慮いただきたいと、このように思うわけでございますので、このことをお願いいたしまして終わらせていただきたいと思うわけでございます。ひとつ、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** この際、申し上げます。

ここで午前10時50分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

**○議長（村井幸夫）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、山田義明議員。

**○2番（山田義明）** 竜王町の観光産業の発展についてお伺いします。

竜王町では、独自の地域経済の活性化、地域社会の再構築を目指し、その行動指針として自律推進計画の実施へと行政内部や関係各位の協力のもと、この策定に奮闘中であり、これからの成果が大きく期待されるところであります。

私は、ここでの行政改革に関連する質問をさせていただきます。

私は、竜王町は従来より農業が基幹産業と言われてきましたが、その次となる地元発の産業が育っていないので残念に思っております。そこで、町内に目を向けますと、古来よりの観光資源や、近年できた施設等を組み合わせると、観光産業となる施設の基盤は、徐々に整ってきました。

しかし、残念なことには、これらが有効的につながっていないため、産業とし

て成り立っていくには何かが不足と思われまます。

そこで、私が提案させていただきたいのは、当町で投資した各有客施設にかかわる財団法人、第三セクターの統合であります。その統合に当たり、竜王町観光協会も対象とした統合会社、（仮称）株式会社竜王町観光協会の組織でもって観光協会が実施していた事業、イベント等も引き継ぎ、新たな事業も取り組み、雇用の拡大と人材育成に努め、全町を挙げてこの観光産業が地元発となる産業に育ってもらいたいと思っておりますが、いかがお考えでしょうかお伺いします。

**○議長（村井幸夫）** 松尾産業建設産業主監。

**○産業建設主監（松尾 勲）** 山田議員さんの竜王町の観光産業の発展についてのご質問に対しまして、お答えを申し上げます。

ご高承のとおり、本町は農業と一部の大きな企業による工業の町として位置づけられておりますが、観光が1つの産業として、いまだ認知されていないのが実情であります。

これまで、町といたしましては観光を売り物にするのではなく、農業の発展が結果的に観光客が増大していく、観光は基幹産業である農業の副産物的な位置づけをしてきました。

しかし、妹背の里の開設以来、アグリパーク竜王、ドラゴンハット、近年では道の駅竜王かがみの里のオープンによりまして、町の観光客は年々増加傾向にあります。

平成15年、1年間の観光客数は滋賀県全体で281万8,200人で、そのうち竜王町へは76万2,900人と、県全体の27.1%を占めております。

また、平成16年1年間の観光客数を調査いたしましたところ、道の駅をオープンいたしましたことから、一挙に倍増に近い149万4,800人となり、そのうちアグリパークと道の駅だけで86万5,900人となっております。恐らく、現在では県内でも有数の観光客が訪れる町となってきたものと思われまます。

こうしたことから、議員仰せのとおり、古来よりの観光資源や近年に整備いたしました施設を組み合わせた有効的なつながりを持った観光産業への取り組みを進めているところでございます。

過日の本会議の中で山口町長より、平成17年度予算の中で特に道の駅周辺の義経元服にちなんだ、「元服」を生かした着地型旅行の発信を進めていくと申し上げたところであり、さらに今年度後半より竜王町着地型旅行活性化プロジェクト事業を進めているところであります。

この着地型旅行は、今日の多様化する観光客のニーズに対応し、竜王町の地域特性に付加価値の高い観光プログラムや企画、受け入れ施設および団体を創造、コーディネートし、町外からの集客増加を図り、それによって生ずる外貨獲得の経済波及効果により、町の地域振興および観光産業の活性化を行うものであります。

そこで、議員からご提案いただいております町が投資した各有客施設に携わる財団法人、第三セクターの統合、ならびに竜王町観光協会も対象とした統合会社の組織化につきましては、今申し上げましたように、現在進めておりますプロジェクトを推進することに合わせまして、またこれから町の観光産業振興を図る上で組織統合の必要性、可能性はあるものと考えているところでございます。

そうしたことから、既にご承知いただいておりますように、現在、町で進めております自律推進計画の中で、行政改革の1つとして外郭団体の自律経営を目標として受託施設の指定管理者制度導入を視野に入れた第三セクターの統合、ならびに町観光協会のあり方についても検討いたすことにしておりますので、ご提案をいただきましたご意見も十分参考にさせていただくことを申し上げまして、ご回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 2番、山田義明議員。

**○2番（山田義明）** 回答の中にもございましたように、道の駅の開設で竜王町の観光客の人口がかなりふえておるということで、今後、竜王町の観光産業のこれから新しい兆しが見えてきたというように解しております。

また、私が提案させていただきました組織に関しましても、今後、プロジェクトを推進しまして、なるべくそういう方向でやっていただけるといようなご回答をいただきました。ありがとうございました。

非常にありがたいことではございますが、ちょっと若干、観光産業のことにつきまして関連質問ということでお願いしたいと思います。

ここ近年、こういう格好でいろいろと観光の人口がふえてまいりましたんですが、竜王町の観光収入というか、そこら辺、恐らく概算が出てるんじゃないかなと思うんですが、また近い将来どのような計画になっているのか。4、5年先の観光収入の予測とか、あるいはその対策等、そこそこの数値でお答え願えればありがたいと、かように思います。ひとつ、よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 川部商工観光課長。

**○商工観光課長（川部治夫）** ただいま、山田議員さんから再質問の中で、いわゆる

今、主監の方から回答申し上げました竜王町のこれからの観光産業のあり方についての中で、とりわけ今日までの観光の産業にかかわっての収入という形での、今、ご質問をいただいたわけでございますけど、今ちょっとそれらの集計をしておらないわけですが、特に今般、先ほども申し上げました着地型の旅行という形で昨年10月から、これらの取り組みをさせてもらい、とりわけ今年は義経元服のゆかりを含めて、それらに関する観光有客施設を図っていくということで現在進めさせていただいております、とりわけその中で商工会料理部会含めて、義経元服料理という、新たなそういう商品企画もしていただいたおかげで、これから大体5月の下旬まで、たちまちの数字ですけど、今現在、道の駅を含めてご予約いただいているのが12団体で約700名余りの予約を既にいただいております、そういう意味では、数字的、全体的には、まだ数字は出ておりませんが、たちまち今、今年度、着地型旅行をさせていただいた中での、今、成果として、今随時予約が入ってきているわけでございますけど、近年こういう形で、道の駅で大きな予約というのはなかったわけでございますが、おかげさまで元服料理に合わせた形で、今申し上げさせてもらった形で、もう既に具体的な数字としてあらわれてきておりますので、そのことをもって、答弁にかえたいと思います。

全体的な数字は把握を、こちらはしておりませんので、後ほどまた調べさせていただいて、ご回答させていただくということをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（村井幸夫） 2番、山田義明議員。

○2番（山田義明） ただいまの答弁のように、現在のところは集計されておられないような感じなのでございますが、今後こういう観光産業ということで取り上げていろいろ考えてみますと、私もいつも行政改革、行財政改革のところでおるんですけども、いわゆる数値目標と言ってます。そういった関係で、ある程度、数字をとらまえて、今後どういう格好で進めていくということをやっていると、やはりいろんな、これからの計画もとりあえず、その年度にやりましたという結果に終わると思うんで、ひとつこれからも、せつかくここで数字目標も立てて、やって、数値もしっかりと確保していただきたいと思います。

以上、これからも前向きな方向で、また観光産業が発展するような方向で現在やっておりますので、今後ともよろしく頑張ってくださいと思います。

これもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（村井幸夫） 次に、5番、辻川芳治議員。

○5番（辻川芳治） 市町村合併について。新年度に向けた町政の執行方針も出されましたが、改めて市町村合併についての考えをお伺いいたします。

町長は、合併は視野に入れながら、当面はたくましいまちづくりを目指しますと、集落懇談会でも説明されてこられました。もう少し具体的に、今、なぜ合併せず自律した、たくましいまちづくりが必要なのか。

近隣の市町が法定協議会を立ち上げ、合併に進む中、住民の中には合併をしない不安の声もお聞きします。確認の意味を込めて、町長に今後の方向をできるだけ具体的にお聞きいたします。

○議長（村井幸夫） 関連がございますので、11番、川嶋哲也議員。

○11番（川嶋哲也） 市町村合併状況と自律のまちづくりについて質問をいたしたいと思えます。

市町村の合併特例に関する法律では、平成17年3月31日に合併関係市町村が議会の議決を経て都道府県知事への合併申請を行ったものについては、合併特例法の改正により、財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置が講じられることから、駆け込み合併が進められていますが、県下の合併状況についてお尋ねをいたします。

さらに、平成17年度町行政執行方針の中で、市町村合併等を視野に入れた自律するたくましいまちづくりを構築していくとのこと。しかし、今日まで町では当面、合併に頼らず、単独で個性溢れるたくましいまちづくりを進めるとのことでしたが、合併等を視野にと考えが変わったことについてお聞きをいたしたいと思えます。

また、今後取り組もうと考えておられる自律推進計画の内容についてもお尋ねをいたしたいと思えます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま、辻川議員からのご質問につきましてお答えをさせていただきますと思えます。

市町村合併についてのご質問でございますが、先ほどの中島議員のご質問でもお答えを申し上げましたが、辻川議員の仰せのとおり、県下の市町村合併の状況は、特例法の期限からか、大きく進展をしております。

特に近隣市町の動向は、それぞれに事情はございますが、合併を達成された町

や、合併に向かおうとする町など、本町の周辺では大きな新たな市が誕生していることも現実でございます。

過日の町民フォーラムの参加者の発言や住民アンケートの意見を伺わせていただきますと、これまでの進めに否定的なご意見はいただいておりますが、社会経済情勢の変化、また国・県全体の動き、そして近隣市町の動向から町民の皆さんの中には、竜王町単独の将来のまちづくりについて一抹の不安を感じておられる。もっと近隣市町と連携を図り、この地域を生かせる広域的な視野での将来のまちづくりを研究していったらどうかと、前向きなご意見・ご提言もいただいております。

去る2月10日に近江八幡市および安土町から来庁をいただき、合併について話を聞かせてもらったことにつきまして、今回、議員の皆さん方にも大変ご心労をおかけしていると感じております。

日々、刻々と情勢が変化してきている中で、今後、合併する、しないにかかわらず、また将来にわたって竜王町がどうあるべきか。住民生活をどう考えていくか。持続していく地域再生のまちづくりをどう実現させていくかをさまざまな情勢を見極めながら考えていかなければなりません。

このようなことから現在のまちづくりをしっかりと進めていく一方で、常に問題意識を持ちながら、国・県周辺市町の動向を十分に見極めながら、議会と住民の皆さまとともに判断し、行動していくことかと考えておるところでございます。

まずは、住民皆さんへの適切な情報を提供いたしまして、住民意向を把握しつつ、総合的に判断すべきものと考えておりますので、この件に関しましては早速、住民代表により、まちづくり懇談会等も設置し、今一度、広くご意見、ご意向を承りながら竜王町の将来像を見いだしていきたいと考えておりますので、議員皆さまのご理解、ご協力、お力添えをお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** ただいまの川嶋議員さんよりご質問をいただいております市町村合併状況と自律のまちづくりについてのお答えをさせていただきます。

1点目のご質問、県内の市町村合併の取り組み状況についてでございますが、今日の市町村の状況は、これまで野洲市、湖南市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市の6市が誕生し、県下13市、20町であります。

また、今後の合併に向けて特に法定協議会が設置されているのが、「大津、志

賀」「東近江、能登川、蒲生」「秦荘、愛知川」「長浜、浅井、びわ」「米原、近江」、そして「近江八幡、安土」であります。

県下の動向の中では、湖北6町、彦根・犬上の1市3町については、一たん、合併協議を断念されているようであります。

特に近隣の動向といたしましては、「東近江市、能登川町、蒲生町」が、この3月1日、法定合併協議会を設置され、平成18年1月1日を目標に編入合併による「東近江市」を、また「近江八幡市、安土町」が、この2月14日、法定合併協議会を設置され、平成18年3月20日を目標に「安土八幡市」の市制を目指されているところでありましたが、過般の安土町においては住民アンケートを実施されました結果、近江八幡市との合併特例法期限内の合併を断念すると表明されたこと聞き及んでおります。

この場合は、1年後の平成17年度末では、県下の市町数は13市13町が想定をされます。県下各協議会は、この関係市町の3月議会に新市建設計画を示され、いわゆる廃置分合や財産処分等の合併の議決をされ、この年度内に滋賀県に合併申請をされる予定でございます。

次に、2点目のこれからのまちづくりや、合併に対しての考えについてのご質問かと思いますが、先ほどの中島議員や辻川議員のご質問に対しまして、山口町長の方からお答えされましたように、現在のまちづくりをしっかりと進めていく一方で、常に課題、問題意識を持ちながら、国・県、特に周辺市町の動向を十分に見極めながら、議会と住民の皆さんともに考え、判断し、行動していくことが大切だと考えておられます。

続いて、3点目の自律推進計画の内容であります。これからのまちづくりを進める上で竜王町では今日までハード整備、インフラ整備をほぼ充実してきているものの、その施設管理や少子・高齢化社会へのサービスの提供のためには、今後も財政基盤の安定化が絶対であります。

今後の財政見通しは、国の三位一体の改革や県の財政改革の影響により、このままの状態では収支額に不足を生じる事態となることが予想され、今後の財政運営に一層厳しさが増すものと予測をいたしております。

竜王町が自律したたくましいまちづくりを住民の皆さんと協働の中で進めていくには、収支バランスの改善に向けて歳入確保、歳出削減の目標額を掲げ、より一層の効率的、効果的な行政運営を図る大幅な行財政改革と町の特性を最大限に生かした積極的な地域経済の活性化を誘導する取り組みを進めるなど、大胆な対

応が必要と考えております。

そこで、この自律計画は、さまざまな面からの検討やご意見を頂戴している段階であり、その計画を今一度、固めていくために、まちづくりアンケートや住民フォーラムを実施してきたところでもありますので、現段階でのその方向性をお示しさせていただきたいと思っております。

この自律推進計画の最大の特徴は、地域再生という構造であります。従来からの縮小・抑制型の行財政改革のみを推し進めるのではなく、まさに町民皆さんの暮らしに直結をしている景気低迷による地域経済や雇用の課題、そして少子・高齢化、若者流出、住民意向の高い地域社会への課題解決や、さらなる発展に向かって、機動的、戦略的に我が町の地域再生を進めていくという考えであります。

また、財政改革は先ほども申し上げておりますように、国・地方を通じた厳しい財政状況下において、財源確保の見通しが立ちにくい一方で、歳出においては経常的経費の増加等により、財政の硬直化が進んできております。これからのまちづくりの財源確保をしていくために、外郭団体を含め、行政全体が歳入に見合った歳出を原則とした事業の見直しや効率的運営を徹底し、あわせて新たに歳入確保を求める積極的な取り組みが必要であると考えており、その行動を行ってまいります。

行政改革においては、新たな時代を迎え、厳しく変化の激しい社会情勢のもと、新たな行政課題や多様な住民ニーズに応えられる行政運営の展開が求められていることから、機動性に富んだ組織機構の再編や、経営的感覚を持った行政システムへの変革に、この4月から取り組めるところから実施をしてまいります。

意識改革につきましては、まずは行政運営を支える職員が新たな発想や実現に向けて挑戦のできる職員の人材育成、意識改革を徹底しながら、あわせて住民皆さんが主役の魅力ある町、関心を持っていただけるまちづくりの展開を図っていくために、住民や地域社会、企業との協働のまちづくりを積極的に推進していく考えでもあります。

今後、この計画策定については、住民フォーラム、まちづくりアンケートでいただきました住民意向を十分に生かし、関係者の方々に協議させていただきながら、一たんまとめの段階と移ってまいります。

地域再生のまちづくりの実現に向けて、実行できるところから着手していく考えでございます。

いずれにいたしましても、住民皆さんの理解と得ながら、そして住民の皆さん

と議会、行政が一丸となって達成できるものと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 5番、辻川芳治議員。

**○5番（辻川芳治）** 町長の言葉にちょっと変化が感じられるんですけど、就任当時、合併は視野に入れてと言われてたのが、その後、「合併も」ということで、最近では「合併を」と1つの策の中に入れておられるのかなと、何かちょっと心情的に何か変化があったのかなと、勝手な解釈なんですけど。

市町村合併については、国の施策であって、国や県の指導も厳しいものだと聞いております。昨日の合併調査特別委員会の中でも、合併協議会設置の勧告についての説明に対して県の指導はどうですかという質問をさせていただいたんですけども、町長の方からも何も返答がなかったということで、かなり厳しいものがあるんじゃないかなと、勝手な想像をしているわけです。

また、先日、14日の予算第2特別委員会の冒頭で町長は、施設は充実したが公債費がふえたと、一般会計では約72億円、特別会計では56億円、全体で約120億円で、住民1人当たり55万円ぐらいかなということで、平成17年、18年では各5億円ずつ、19年に至っては約8億円の返済が迫られているということで、非常に厳しい財政状況にあるということをおっしゃられましたし、また企業誘致についても多額の奨励金が必要であるということも述べられました。

大手企業の税収や、たばこ税の増収、また交付税が不交付となる、財政力がある反面、厳しい財政状況であるということは住民さんは、どういうふうに理解したらいいのかなと思うんです。本当に自律したまちづくりができるのかなと、こういう、ちょっとした不安にかられるんですけども。

町長も、繰り返しになりますけども、議員でおられた時期に前執行部とともに、基金の取り崩しであるとか、公債費の増額となったわけですから、事実というのをはっきりと住民さんに対して説明する責任というか、そういう姿勢を示していただけないと、この財政状況というのは理解してもらえないんじゃないかなと思っておりますが、その点について、再度、町長にお伺いしたいんですけど。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま、辻川議員から再度のご質問をいただきました。私が申しておりますように、合併を視野に入れながらという話をしております。当然、昨今の状況は、申すまでもなく非常に様変わりはしてまいりました。

こういった中で、私も議員当時から合併調査特別委員長を預かりながら、さま

さまざまな角度で各地域に出向きまして研鑽を議員ともどもに務めてきたところでございます。

こういったことで非常に、この合併問題が早く進んできたということは、もうご案内のとおりでございます。こういったことで、竜王町はたくましいまちづくりをやる、自律でやっていくんやという思いではございます。

当然、合併する、しないにかかわらず、まちづくりは当然、これはしていくべきものであると、このように思っております。こういったことで、先ほどもお話しもしておりますように、町の財政状況の問題が出てきておりますが、これは詳しいことは財政の方から答弁をさせますけれど、ずっと今日までの状況を見ますと、非常に昨今の波が、非常に厳しい波が打ち寄せてきておるといのは事実でございます。

こういったことで、やはり庁内だけの判断ではなく、やはり地域住民の皆さん方に、きめ細かく、これをお知らせをさせていただいて、そして住民の皆さん方の意識の方も改革もしていただければありがたいと、このように思っております。先ほども申しましたようにまちづくり懇談会の設置もさせていただき、またさらには職員が地域に出向いて町の状況を住民の皆さん方にお知らせをする。ただ単にアンケートやとか、そういうものだけではなく、皆さん方にひざを交えてお話をさせていただくということが一番大事ではなかろうかなと、こういったことから住民の皆さん方のご意見を承り、また議員の皆さんともどもに、その集約を図りながら検討して、今後の合併問題に取り組む考えをしていかなあかんのではなかろうかなと、このように思っております。

合併は、私だけが決めるべきものではございません。住民総意でございますので、これは慎重に考えていかなあかんということでございます。そういったことで、やはり住民の委員さんを立ち上げていただきまして、そういう中で今後の竜王町の見極めをしっかりとさせていただければありがたいと、このような思いでございます。

また、先ほど財政のお話も出ております。これにつきましては、財政担当の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 財政状況につきまして、私の方から若干ご説明をさせていただきますと思います。

ただいまもお話ございました公債費の推移でございますが、一般会計分のみ

でございますが、17年度で50億921万5,000円ということでございます。訂正させていただきます。5億921万5,000円でございます。

18年度が5億2,441万4,000円。

19年度にかかわりましては、7億9,088万1,000円の元利償還金を予定いたしております。

これを住民一人当たりの起債残高に割り戻しをしてみますと、17年度の2月末人口が1万3,239人ということで数値を置きかえますと、一般会計におきましては住民一人当たり54万9,981円。下水道会計につきましては、42万4,003円、合わせまして97万3,984円と、このような金額になってまいる予定でございます。

なお、こういった状況につきましては、今も町長の方からお話がありましたように、できるだけ早い時期にこの財政状況等を含めまして、職員自らが住民の皆さんに情報提供しながら、また今後の町の方向性についてのご意見等をいただくような機会をぜひつくらせていただきたいなという思いをいたしておりますので、その説にはまた議員の皆さんの方からのお力添えも、よろしく願い申し上げますと、このように思います。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** 5番、辻川芳治議員。

**○5番（辻川芳治）** できるだけ早いうちに財政状況というのは、町民さんにお知らせ願いたいと思います。

ちょっと質問もぎくしゃくしてて申しわけないんですけども、前町長は平成15年10月の町広報で合併特例法の期限内、つまり17年3月末での合併には頼らず独自のまちづくりを推進していくことは大切であると断言、決断いたしました。これからは、竜王町の歩んでまいりましたまちづくりに地域経済の振興や教育・福祉の充実などでさらに磨きをかけると、ずっと続くんですけども、先ほど町長もこれ、同じことをおっしゃられたと思うんです。

その後、合併に対しての住民さんとの意見交換というのはなかったように思われます。町長も昨年、厳しい選挙の経験をされて、あの結果というのは、どのように分析されているのか、今一度、ちょっと思い出していただきたいなというものもあるんですけども、合併についても非常に大きな問題にもかかわらず進んでいなかったように思います。

先ほどからおっしゃられているように、社会状況は常に変化をしていきますし、近隣の市町もかなり動いています。竜王町の財政状況も先ほどから述べられたとお

りですし、住民さんの考えも自然と変わっているのが常だと思います。

先ほど、町長も広域的な視野で総合的に今一度考えていくと、こうおっしゃられましたけども、将来を見据えた自律のまちづくりというのは、合併をするか、しないかという、その考えも含めて、一たん白紙の状態から、一から住民さんとともに見直して検討していかなければならない時期に入っていると思うんですけども、再度、町長のお考えをお伺いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 合併について、辻川議員からのご質問でございます。これにつきましては、当然、おっしゃっておりますように、きょうまで議会の方も住民にそういう問題が深く浸透できていなかったということもあろうかと思うというようなお話もございますし、また町の方といたしましても今日まで独自のまちづくりを旗印に進んできたところでございます。こういったことで、非常に昨今の情勢からも見極めながら、また住民の皆さん方のご意見を十分把握していかないと、我々だけが前へ進むわけにもまいりませんし、また議員の皆さん方とともに、やはり住民の皆さん方のご意見を十分把握していかないと非常に難しい問題であるということは重々でございます。

そういったことで、慎重にこの問題については取り組んでまいりたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、前向きな姿勢で進んでいかないと、それぞれの足踏み状態ばかりでは、なかなか社会の波に乗っていけないのではなかろうかと、このようにも思っております。これにつきましては、十分な研究・研鑽が必要であろうと、私はこのように思っておるところでございますので、ご理解賜りたいと、このように思います。

**○議長（村井幸夫）** この際、申し上げます。

ここで午前11時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時49分

**○議長（村井幸夫）** それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思っております。

先ほどの休憩は、採決をしなければならぬんですけども議長職権でさせていただきますということをご了承願いたいと思っております。

**○議長（村井幸夫）** 次に、11番、川嶋哲也議員。

**○11番（川嶋哲也）** 2点ほど、質問をさせていただきます。

自律のまちづくりの一環といたしまして、アンケート調査をされたということ

でございます。その中で、特に市町村合併等についても意見があったように思われますが、その内容についてお尋ねをいたしたいと、こういうように思います。

それからもう1点、辻川議員さんの質問の中で、町長がまちづくり住民懇談会の設置をという考えを示されたと思うんですけれども、その内容がもしわかれば、内容が具体的になっておればお聞かせを願いたいなど、こういうように思います。

2点、よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 川嶋議員さんの再質問の中で、1点目に過般のアンケート調査にかかわります内容についてのお尋ねをいただきました。

これは竜王町のまちづくりアンケートということで、前回、各町民さんにご協力をいただきまして、2月28日末でございますが、回収件数が1,593件ということで、発送させていただきましたのは約2,600件を対象といたしておりますが、回収率が61.2%という内容でございます。

その中で、「自律するまちづくりの取り組みについて」ということで設問を申し上げましたところ、「自律するまちづくりに力を入れていくのがよい」というお答えをいただきました方が28.6%、なおまた、将来は社会情勢を見極めることとし、当面は自律するまちづくりに取り組むということで56.9%の数値をいただいております、非常に、合わせますと85%強の高いこの関心をいただいたということで評価をさせていただいております。

以上がアンケート調査の結果でございます。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 川嶋議員さんの方から、まちづくり懇談会ということにつきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

もう、議員の皆さん方もご承知いただいておりますように、先ほどの住民フォーラムで住民さんの中から、もっと竜王町をしっかりと見極めながら、将来を見据えた勉強会をした方がいいのではないかなというようなご意見も出ておりました。こういったことを踏まえながら昨今の社会情勢を取り入れ、もう一度、やっぱり住民の皆さん方に、先ほどから何回もお話しておりますように、財政状況なり、町の今の地域再生方針なり、いろいろな方針の中で皆さん方にご理解をいただけるように研究をしていかないかということから、住民の皆さん方によるまちづくり懇談会を立ち上げさせていただきたいと、このように考えておるところでございますので、ご理解を願いたいと、このように思います。

○議長（村井幸夫） 11番、川嶋哲也議員。

○11番（川嶋哲也） 今の住民アンケートの結果については、私も承知しておるわけなんです、その中でその他の意見ということで合併の意見があったかなかったかということを探ねておるわけでございますので、もしあればお聞かせねがいたいと、こういうように思います。

○議長（村井幸夫） 佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司） アンケートの中身で設問以外に、その他で記述的に書いていただく欄を設けております。その中では、やはり合併に関してのご意見もいただいております。そういった内容を今現在集約中でございますので、さまざまなことを実は書かれておまして、提言なり、そういった内容なり、苦情的な内容もございましたので、今それを大別をしておまして、できるだけ集約させていただきました段階には議員の皆さんにもご公表をさせていただきたいと、このように思っておりますし、行財政改革委員会にもそういった内容、また職員にもその結果につきましての公表もしていきたいなという思いをいたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと、このように思います。

○議長（村井幸夫） この際、申し上げます。

ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（村井幸夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、辻川芳治議員。

○5番（辻川芳治） ワンストップサービスについてお聞きします。

竜王町課設置条例の一部改正により、新年度から課の統廃合による、住民にとってわかりやすい組織となり、サービスの向上に期待するところであります。

特に窓口の一元化によるワンストップサービスは、住民の皆さんも大いに期待されておりますが、各課の配置は、どのようになるのかお聞きします。

同時に、総務課は庁内全体を把握している役場の中心として理解されているのが大半ですから、1階に設置されるよう提案いたしたいと思っております。

また、要望の多い窓口業務の時間延長と休日窓口についての取り組みは、どの程度進められているのかお伺いいたします。

○議長（村井幸夫） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 辻川芳治議員さんから、4月1日からの組織機構改革に伴

いまして、ワンストップサービスにつきましてのご質問をいただいております。ご質問の中で新しい組織の配置について、どのようになるのかというお尋ねと、総務課を庁舎1階に配置することを提案いただいておりますので、この2点につきまして、総務課の方からお答えを申し上げます。

組織機構改革につきましては、昨年12月定例議会で竜王町行政組織の再編に伴いまして、竜王町課設置条例等の一部を改正する条例についてお認めをいただき、その後、庁内におきまして行政組織規則の整備や課の配置等について検討をしております。

いよいよ、4月1日から新組織でのスタートをするところでありますが、現在それに向けて諸般の準備を進めているところであります。

ご質問の各課の配置についてであります。庁舎1階部分に直接住民の皆さんとかかわりの多い住民福祉部門の窓口業務関係と産業建設部門を配置いたします。

また、住民福祉部門の健康推進課につきましては、子育て支援係と保健予防係を保健センターに、高齢者支援係を福祉ステーションに配置します。

庁舎2階につきましては、総務、政策部門と教育委員会部局の教育課を配置いたします。

また、防災センターには生活安全課を配置いたします。

住民の皆さんには、今回の組織がえで若干の戸惑いを感じていただくことになろうかと存じますが、サービスの低下を招くことのないように十分に留意し、今回の組織改革の考え方を全職員が共通認識し、頑張ってもらいたいと考えますので、議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2点目のお尋ねに、総務課を1階にという提案をいただいております。先ほど、組織の配置の中でご説明申し上げましたように、総務課は仕事の中身からしますと人事、給与、行財政、庁舎管理といった管理部門の事務を専ら所管する課でありますので、住民の皆さんに接する機会が、ほかと比較しますと少ないことから、2階に配置するのがよいと判断をしておりますので、ご理解をいただきますとともに、ご提案をいただきました議員さんの思いは、よく理解させていただいておりますので、その気持ちを常に持ちながら庁舎内全体の把握と、より住民の皆さんに親しんでいただける役場づくりに努めてまいりたいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** 辻川芳治議員さんのご質問にお答えいたします。

住民窓口業務における時間延長と休日窓口についてのお尋ねでございますが、1日におきます窓口へのお客様は、平均いたしまして70人から80人でございます。

住民ニーズといたしましては、平日、休日に限らず、いつでも都合のつく時間帯に要件が達せるということが一番の住民サービスではございますが、今日までの住民自治に対する深いご理解のもと、役場の時間帯は8時30分から5時15分までということで、平日の時間内にお越しをいただいております。

住民サービスの窓口業務の種類と件数につきましては、概数ではございますが、戸籍の謄本・抄本関係が年間2,700件、住民票関係が7,000件、印鑑証明が7,400件、税務関係の証明が3,000件、年金現況届証明関係が120件で、平成15年度実績では年間合計約2万500件となっております。

今日までに時間外等に対する問い合わせや要望につきましては、年間10件程度でございますが、事前に連絡をいただいている場合が多うございまして、時間終了間際など、少々の時間は柔軟に対応をさせていただいております。

なお、ご承知のとおり婚姻届、出生届、死亡届などの戸籍関係の届けにおきましては、24時間受け付けできますように配慮されており、住民の方に対するご迷惑はおかけしないようにさせていただいております。

今後は、さらに時代に即した住民サービスに徹していかなければならないことから、時間延長等における対応につきましては、実施方法等、十分検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 5番、辻川芳治議員。

**○5番（辻川芳治）** この質問は事前に提出したわけなんですけど、そのあとにちょっと情報をいただいて、今ちょっと触れられていなかったのかもわからないんですけど、IT機器の移動というのはお金がかかるという理由で配置がほとんど変わらないようなことをちょっとお聞きして、ちょっとがっかりしてたんですけども、自律推進の中のプロジェクトチームというのは、現場の意見というのもすごく真剣に取り組んで、その結果を提案されていたはずだとお聞きしています。

何度も繰り返しますけども、現場の意見を無視するようなやり方というのは、本当に自律したまちづくり、住民サービスを考えておられるのかなというのが1つ疑問に思っております。と申しましても、もうすぐ4月、新年度が始まりますので、窓口業務に混乱が起らないような人事配置、あるいは事務分掌というのは徹底されているのか。権限と責任が明確な組織になっているのか、もう少しわ

かりづらいんですけども、再度、お尋ねしたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 北川総務課長。

**○総務課長（北川治郎）** 辻川議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

4月1日に向けまして、現在、さきにお答えもさせていただいておりますように、いろんな準備をさせていただいております。

今回の機構改革につきましては、ご質問の中もお話いただいておりますように、自律推進計画の中で検討委員会をつくり検討し、またその検討をもとに庁内でも主監会議に、また課長会に、そしてまた現場に下ろさせていただいて、いろいろ検討をしてきたということで、十分でないというお話でございますが、職員のそういう思いを聞きながら取りまとめをさせていただいたというふうに思っております。

まだまだ十分でない部分もあろうかと思いますが、その部分につきましては、職員もやっぱり汗をかきながら住民の皆さんに、よりよいサービスをできることにつきましてはさせていただきたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 続いて、9番、岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** 平成17年度第1回定例会の一般質問に機構改革と住民サービスと財政について質問をさせていただきます。

12月定例会において、竜王町課設置条例の一部改正が行われ、その目標は住民サービスの向上を主な目的等を説明していただきましたが、特に住民窓口をどのように見直しをされているのか考えをお聞きします。

直接、窓口対応される職員さんは、機構改革プロジェクトでサービス向上のために本気で改革に取り組まれ、住民さんが役場に来られたとき、住民さんが各課を行ったり来たりするのではなく、ワンストップ対応ができる配置を提案されたと思いますが、その対応をされる考えがあるのかお聞きします。

また、自律推進計画では、職員数を3年間で1割減らす目標を示しておられますが、単純に職員数を減らすだけでは平常の業務にも支障を来すと思いますが、人事を担当されておられる総務主監、課長は職員を減らした分をどのようにカバーされようとしているのか、具体的な考えをお聞きいたします。

また、緊迫する財政面を考えますと、合併も考えた自主自律推進計画を立てておられると思いますが、その考えをお聞きいたします。

**○議長（村井幸夫）** 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 岡山富男議員さんから、組織機構改革に伴う住民窓口の見直しについての考え方と職員の削減に伴う仕事への影響についてお尋ねをいただいております。

まず、1点目に住民窓口をどのように見直すかについてご質問をいただいております。今回の組織機構の見直しにつきましては、自律推進計画検討委員会の組織機構改革班、プロジェクトチームと言うておりますが、ここで組織体制の再編について調査検討をしていただき、その結果をもとに総務課におきまして組織機構の改革案をまとめ、政策推進会議、主監・課長会議をはじめ、各職場におきまして検討する中で組織機構の改革をまとめ上げたものでございます。

こうした経過を踏まえまして、今年の12月定例議会に提案をさせていただきました課設置条例の一部改正をお認めをいただいたところであります。

岡山議員さんからは、プロジェクトが調査検討し、提案をしたことを実施する考えがあるのかというお尋ねであります。プロジェクトの取り組みで調査項目が幾つかありますが、住民窓口に関しましては、現在の住民福祉課の窓口の一元化、課の適正規模について課題提起をされており、これの改善について調査研究が行われております。

また、住民福祉課が課として適正な規模かどうか、3つの建物に分割配置となっている現状から、どこの建物に行くのか判断できない。このことは、住民の方にわかりにくいということであり、例えば障害者手帳と福祉医療の関係で住民の方に移動してもらわなければならないことが多いといったことがあり、改善項目として挙げられております。

その改善の方策としまして、総合庁舎内に福祉部門のすべてを置く方向が望ましいということと、住民福祉課の住民部門、窓口諸証明等と福祉部門の切り離しを行い、こうした対応によって窓口の一本化ができ、住民サービスが向上し、課の規模の適正化が図れると提案をされております。

提案をされた内容につきましては、前段申し上げましたように庁舎内の各部門で検討する中、1つ目に住民福祉課の規模の適正化、今回、2課に分割をさせていただいたわけでございます。福祉課と健康福祉課に。

障害者関係業務と福祉医療を庁舎窓口で対応するようにいたしましたことや、諸証明等の窓口業務を一元化するため、住民係と税務課を1つにするなど、窓口対応のできる限りの一元化に努めてまいりました。

また、どうしても建物の関係で改善できないことがあります。そうしたこと

につきましては、できる限り住民の皆さんにご不便をおかけすることのないように窓口職員が動くなどして対応してまいりたいと考えておりますので、議員各位の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2点目に自律推進計画で職員数を3年間で1割減らす目標を示しているが、業務に支障が出ないのかというお尋ねをいただいております。お尋ねをいただいておりますように、3年間の目標を定める中で職員数を1割削減する計画をしております。このことによりまして、業務への影響が考えられるところではありますが、職員数が減っても住民サービスの低下をさせることはできませんので、現在の事務事業の進め方を見直すことや、係を越えて課内の協力体制をより一層推進することと、事務の効率的な推進に努めてまいりたいと考えますので、よろしくご理解を賜りまして、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 岡山議員さんのご質問の3点目に当たります財政面から、合併も考えた自律推進計画を立てられているかのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどより各議員さんからのご質問をいただき、ご回答を申し上げさせていただいておりますとおり、合併いかにかわらず、これからのまちづくりを進める上で財政基盤の安定確保が絶対であります。

国・地方を通じた厳しい財政状況下において、国の三位一体の改革や県の財政改革の影響など、非常に見通しが立ちにくいところではありますが、特にそのような他に依存をしている財源は極めて厳しさが増すものと予測をいたしております。

その状況下で積極的な財源確保の対策を講じながら、たくましいまちづくりを進めているところでございます。

ご質問の合併も考えた検討につきましては、今日までの本町の取り組んできました経緯からも、また県下のさまざまな場面でもご承知いただいておりますように、合併はいわゆる相手のあることですので、合併や合併相手を見定めた検討や計画づくりについては、現在は取り組んではおりません。

しかしながら、山口町長の方からもお答えをされましたように、現在のまちづくりをしっかりと進めていく一方で、常に政策課題を持ちながら、国・県、特に周辺市町の動向を十分に見極めながら、理解と住民の皆さんとともに考え、適切な判断をし、行動をしていくことが大切と考えております。

以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 9番、岡山。

るる説明していただきました、ありがとうございます。その中で、やはり窓口の一元化、建物をまたいで、どうしても行かなければいけないというところもわかるんですけども、その中からやはり総合的な窓口というので、あらゆる対応ができるという方、それがその場所に行けば難しいことまではできないと思いますが、理解できる単純なところの、簡単なところは、そこで処理ができてしまえるというようなところをひとつ入れてみてはどうかかなと思うんです。そういうなんをしていけば、住民さんが建屋をまたぐという形もないと思いますし、そこで全部処理ができるというのも1つの手かなと思いますし、そこら辺はちょっと考えていっていただいたらどうかと思うんですけど、そこを1点、回答をしていただきたいなと思います。

また、事務事業等でいろいろ削減をされたときに、職員さんのどれぐらいの理解度、仕事の、それが横にわたって仕事をしていくと。他の業務のところまでまたがるという形になると、そういうことから考えれば、やはりどれぐらいの、この職員さんが業務をできるかとかいうパーセンテージですね。そういうのとか、この職員さんは、どれぐらい、全体的のどれぐらい把握されているとか、そういうのが示せたりするのは、今後考えておられるのかどうかをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（村井幸夫） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 岡山議員さんの再度のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

1点目に総合窓口について、ご質問をいただいております。できる限り、1カ所で用事を済ませていただくというのは、これはそれが一番よいというふうに思いますし、今回の機構改革によりまして、多少なり課が建物を幾つかに分かれていくということになるわけでございますけれども、今後、さらに仕事を進めていく中で、どうしても不都合な点も出てくるかというふうには思いますし、その時点時点で、やはり関係課が寄りまして、できるだけ住民の皆さんにご不便がかからんように考えていただきたいと、このように思います。

そして、また総合窓口でございますが、今回の各課の配置でございますが、カウンターに向かいまして課ごとに何名か、1、2名お客さんの方を向いて座っ

てもらおうと、そしてお客さんが見えたら素早く立って要件を聞いて事務を進めるというようなことも考えさせていただいておりますので、役場へ来られて住民の皆さんが惑われるようなことのないようにやっていきたいと、このように考えますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

そして、事務事業につきまして、ご質問をいただいております。改善をしていかなければならないことも幾つかあるかと思えますし、1人の職員がどれだけ仕事ができるかということでございますが、職員によって多少は能力に差があるというように思いますが、標準的なマニュアルを持って現在進めているという部分についてはございませんので、今後やっぱり円滑な事務事業を進めていくということにつきましては、ある程度、仕事についての量、能力、そういうものをきちんと出していく必要があるというふうに思いますが、今後また検討もしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 9番、岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** 特に事務事業の中で、職員さんの中で出張されたりとか、休まれたりとか、そのときにどうしても、その人の担当の仕事だけしかわからない、ほかの人がわからない状態になってしまって、住民さんが来られて、このことはどうなっていますかといったときに、いや、きょうは出張に行ってますので、きょうはいませんのでと追い返すという、言い方は悪いですが、そういう形になってしまうと、やはり住民さんにサービスがなくなってしまう。やはり、そういうときに、この範囲内では私がわかりますので、ここの部分だけ説明させていただきますとか、そういうのがきっちりすると、やっぱり住民さんとしては安心感が持てる。

その深いところは、そうしたらきょうは無理でしたら、あした来させてもらいますとか、そういうのが理解度が出てくるかなと。そのほかの職員さんでも対応ができるかできないか。この部分まで把握されているとかいうのが、1つの手かなと思うんです。それが隣の課に行ったので、私は今までここにいましたけど、隣の課ですので、もう知りませんという形では、これはおかしいと思うんですよ。今までここにおられた方が隣に行って、やはりそういうのが住民さんにとってはサービスが低下するということになってくると思います。そういうところの教育度とか、そういうのが幹部職の方でいろいろ、この方はどれぐらいされるかどうかとか、そういうなんも把握をしていった方がいいと思うんです。

特に1つの例で民間とかいう形になりますと、ライン作業では、この工程で100%、この工程は75%とかいうので全部を把握したりとかいうので休まれたら、こっち側に移動できますよとかいうのができると思いますので、そういうのを1つの例として、こういうのを取り上げてみてはどうかと思いますので、質問させてもらったんです。そういうのも今後検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（村井幸夫）** 次に、11番、川嶋哲也議員。

**○11番（川嶋哲也）** 平成17年度町行政執行方針と予算について伺います。

平成17年度第1回定例議会が3月7日に招集開会、山口町長にとって初めての平成17年度町行政執行方針、および教育行政方針が示され、平成17年度一般会計予算、さらに特別会計8会計の予算総額につきましては、81億4,551万6,000円の予算が提案されました。

前年度に比較いたしますと、2億8,265万3,000円の減となっております。国および県は申すに及ばず、末端自治体においても昨年示されました三位一体改革の地方分権改革は地方自治体に自己決定や自己責任を明確にされるものであり、大変厳しい状況の中での行財政改革、地方分権改革および教育改革等本格的な取り組みが要求されています。

特に、平成17年度町の予算は一部大手企業による法人税の増となるものの、地方交付税は三位一体改革により大幅な減となり、県の財政不足による補助金等の減により、財政、殊のほか厳しい状況にあるが、第4次総合計画をもとに執行方針では自律するたくましいまちづくりを築くための新たな取り組みと重点施策を立て、行政運営では特に住民サービスの低下にならないこと等を考えた予算であるとのことであります。

つきましては、平成17年度行政執行方針、および予算について、次のことについてお尋ねをいたします。

1点目といたしましては、7つの施策の大綱方針の中で、新たな取り組みが示されている。特に初年度として予算計上、重点的に推進される事業内容についてお尋ねをいたします。

2点目に、住民サービスが低下にならないとのことですが、例えば福祉事業等において個人の負担の増額されるもの、そのままのもの、減額されるものなど、主なものについてお尋ねをいたします。

3点目で、特に国民健康保険税の改正については、昭和63年以降見直しがなされていません。行政執行方針の中でも触れられていないのはなぜか。

税率改正では、医療給付では1.2倍、介護では1.9倍、1人当たりでは1.25倍になるとのことです。町長の考えをお伺いをいたします。

**○議長（村井幸夫）** 関連がございますので、8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** 平成17年第1回定例会一般質問、竹山兵司。

私は、改革元年のスタート、行政方針について伺います。

まちづくりは人づくりからと、いよいよ本格的な山口町政がスタートされました。先日、平成17年度行政執行方針を述べられましたが、申し上げるまでもなく、合併に頼らないたくましくまちづくりへの意気込みと重点事項についてお伺いします。よろしくお願いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 川嶋議員のご質問に、山口町長にかわりましてお答えをさせていただきます。

まず1点目の平成17年度予算における重点施策の取り組みについてのお答えをいたします。

予算計上いたしました重点施策について、行政執行方針の施策の大綱別にご説明をさせていただきます。

1つ目といたしまして、安全・安心のまちづくりでございますが、我々が阪神・淡路大震災を経験いたしましたから、はや、本年1月17日で10年目を迎えたところでございます。その間、神戸におきましても、奇跡的な復興を遂げ、被害をこうむることのなかった私たちからは、その記憶も薄れようとしております。

その惨事を忘れることのないよう、本年は職員の招集訓練を冬の雨の降る寒い早朝でありましたが、非常事態に備えて実施したところであります。このようなことから、毎年各自治会におきましては防災訓練の実施をいただいておりますが、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定のエリアにも入っておりますことから、今年度から地震災害を想定した情報伝達訓練などにより、実践に即した町域での総合防災訓練を実施し、日ごろから地震に対する防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、学校への侵入による殺傷や下校時の誘拐殺人など、小学生など子どもをターゲットにした犯罪が増加をしております。このような犯罪から子どもたちを守るために学校内外における安全を確保しなければなりません。

平成16年度には、竜王小学校、竜王中学校への不審者の侵入防止のために門扉の設置をしたところでございますが、平成17年度におきましては、従来、小学校5年生時点で女子児童のみに支給をしておりました防犯ベルについて、今回、小学校児童全員に貸与し、児童の防犯に対する自覚のみならず、保護者や地域の人々の防犯意識の啓発を行うものでございます。

2つ目といたしまして、快適な生活環境づくりでございますが、竜王町の重要な生活路線の動脈であるJRバスの本年4月からの運行廃止につきましては、住民皆さんの署名活動などの存続について、強くJRに対して要望、要請をしてきたところでございますが、残念ながら決定を覆すことができなかつたわけでございます。その対策といたしまして、コミュニティバスの運行によりまして住民皆さんの交通手段の確保に努めるものでございます。

一方、バスの利活用についても推進してまいりたいと考えております。

また、住民の皆さんの提言の際に、常に上位にあります中心核整備につきましても複合型の生活拠点の整備を含めた総合計画の実施計画を策定し、将来の方向づけをきちんとしたものにしてまいります。

3つ目といたしまして、たくましい産業づくりでございますが、竜王町は農業の町でございますが、歴史や自然、観光農園といった観光資源にも恵まれております。この資源を生かし、観光を産業に発展させたいと考えており、着地型旅行観光活性化プロジェクトと銘打ちまして、農業体験や農家の空き部屋を利用した農家宿泊体験など、観光地をめぐる一過性の観光から体験・滞在型の観光産業の振興に力を入れてまいります。

また、自律推進計画には、地域再生を掲げておりますが、地域の活性化を図るために企業誘致などの産業拡大にも積極的に取り組んでまいります。その方策として、竜王インターという高立地条件を最大限に生かした物流拠点整備の可能性について、国の物流業務総合効率化促進法の適用と合わせて検討を加え、企業誘致促進の条件整備といたしたいと考えております。

4つ目といたしまして、健やかに暮らせる健康福祉づくりでございますが、やはり健康な体が一番でございます。そういった意味で病気にならない、介護保険の世話にならないといった予防活動に力を入れてまいりたく、保健士、社会福祉士などの専門職の充実を図っております。

特に高齢者には、筋力トレーニングや低栄養予防、閉じこもり予防など、介護予防の事業に取り組んでまいります。こういった健康づくりに力を入れてまいり

ますことから、これまで実施をしてまいりました一部の扶助費につきまして、新たにご負担をいただくこととなりますが、生み出されました財源につきましては、地域での子育てや学校教育施設整備など少子化対策の面で活用させていただきま

す。

5つ目といたしまして、人づくりでございしますが、まずは少子化対策と時代を担う若い世代の育成でございします。少子化対策につきましては、引き続き出産祝い金の交付や地域での子育てサロン、親子のふれあい事業の推進を図り、若者が子どもを安心して、産み、育てる環境づくりに努めます。

そして、アメリカスーセーマリー市への中学生派遣研修や竜王小学校のプール修繕、言葉の教育のエアコン整備、中学校大規模改造の設計調査、竜王幼稚園便所等改修など、子どもたちの教育環境の整備に努めます。

6つ目といたしまして、薫り高い文化づくりでございしますが、数多く点在いたします遺跡を町内外の皆さんに広く知っていただくために遺跡マップや遺跡散策パンフレットを作成し、観光PRとあわせて紹介してまいります。

また、これまでの発掘調査により出土いたしました遺物の企画展や公開講座も開催し、竜王町の深い歴史について学んでいただき、より一層、竜王町に愛着と誇りを持っていただけるよう努めてまいります。

続いて、2点目の住民負担についてでございしますが、平成17年度予算説明の中でもご説明申し上げましたところでございますが、本年の財政状況も非常に厳しい状況になってきております。そうした中で少子・高齢化に対応しながら住民サービスを維持していかなければなりません。

しかし、現状どおりのサービスを今後も続けていくことは、新しい行政需要の発生とあわせて困難な状況になってまいります。

このようなことから、一部これまでに、より住民の皆さんにご負担をお願いしなければならないことになってまいりました。主なものといたしましては、印鑑登録等窓口手数料の引き上げ、ガソリン費等社会参加促進助成金の減額、町単独で上乗せ助成しておりました区分町単老人に所得制限および対象年齢の引き上げによる福祉医療費扶助費の引き下げ、国民健康保険税の引き上げ、農村女性の家使用料および勤労福祉会館使用料の新設、総合運動公園使用料の減免規定見直しでございします。

これらの措置によりまして、住民の皆さんの負担増となる場合も出てまいります。できるだけ負担とならないように健康づくりに施策など新しい施策に取り

組んでいくとともに、生み出されました財源については少子化対策等の財源に充てていきたいと考えております。

以上、川嶋議員さんからのご質問に対しての回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 川嶋議員さんの3点目のご質問の国民健康保険税の改定についてのご質問でございますが、今回、3月定例会に国民健康保険税条例の一部改正を提案させていただいております。

景気の低迷による国保の被保険者の退職被保険者の増加、高齢一般被保険者の増加などにより、国保財政は大変厳しい状況となっております。

厚生労働省は、全国の平成15年度の収支では、赤字保険者が7割を超えると発表しております。年々、医療費や介護給付費が増加しており、本町も例外ではなく、平成15年度におきましては、財政調整基金を取り崩し、充当させていただき、平成16年度においては一般会計からの繰り入れをお認めをいただき、医療費財源に充当させていただいております。

こういった厳しい国保の運営状況については、国保運営協議会に諮らせていただいております。委員さんといたしましても何とかよい方法はないものかと大変ご苦労をさせていただき、一部、昨年同様の措置をとる検討もされましたが、しかし財源確保については、医療費や介護給付費に対する目的税としての国民健康保険税率の見直しということで、多くの議論をさせていただきましたが、賛成多数でやむなきとの結論をいただいたものでございます。

私といたしましても国保運営協議会の委員さんのお気持ちは痛切に感じさせていただいておりますが、平成17年度の医療費に見合う財源については特定の経費等を充当する目的税として歳出に見合う税率改正を提案したいと思っております。

平成17年度の竜王町行政執行方針において申し上げたところですが、過去の財政運営の中でも最も厳しい予算編成となりましたが、健やかに暮らせる健康福祉、子育て支援づくりの中で「健康いきいき竜王21プラン」に基づき、健康対策、地域医療、介護保険制度の充実を掲げております。

町民皆さまが健やかに暮らせる健康福祉のまちづくりが一番大切であると考えております。このためには、医療や介護が必要になったときには安心して利用できるよう、保健・福祉・医療の充実を図ることが町の責務であります。特に地域医療の充実ということで、国保財政の安定が必要でありますことから、執行方針にはこういったことを含めまして申し述べさせていただいたもので、住

民皆さまのご理解とご協力をお願いいたしたく、川嶋議員のご質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 続きますして、竹山兵司議員さんの質問にお答えをいたします。

本議会初日にご説明申し上げました平成17年度の行政執行方針にかかわって、たくましいまちづくりの意気込みと重点事項についてのご質問でございますが、平成17年度予算に計上いたしました重点取り組みにつきましては、川嶋議員のご質問の中でご回答させていただいたところでございますが、予算提案理由の中で申し上げましたように、私は町長就任以来、竜王町独自のキラリと光るまちづくりをしたいと考えております。

そのために32全自治会におじゃまいたしまして、住民の皆さまから、ひざを交えながら数多くの貴重なご意見を拝聴いたしました。

そして、住民の皆さんの声をしっかりと受けとめ、全力を尽くしていかなければならないと決意をいたしておるところでございます。しかしながら、今日の少子・高齢化や財政状況の悪化など、地方自治体を取り巻く環境は実に厳しくなっております。

こうした中、行財政改革はたくましいまちづくりを進める上でも住民皆さんの力をいただき、しっかりと進めていかなければならないと考えております。1年かけて進めてまいりました自律推進計画も間もなくまとめさせていただく手はずとなっております。

これの実行につきましては、今後は自律推進計画管理委員会を設置し、計画の進行管理と点検に努めてまいります。改革を進めながらではございますが、重点施策の中でも特に住民の皆さまからいただきました要望の強い、若者が住みたいと思う、定住できる住環境の整備、企業誘致による雇用拡大、子育て支援の生活関連の中心核整備については一定の道筋をつけてまいりたいと考えておりますので、住民と議会の皆さま方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げ、竹山議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** 先ほどから町長をはじめ、担当課から先輩同僚議員の質問のお答えがありましたが、申し上げるまでもなく我が町は本年、先人の皆さまのご功績により、竜王町発足50周年の意義ある年を迎えました。山口町長は、改

革元年、新たな歴史を刻む第一歩を決意表明され、大変力強く存じます。

また、行政執行方針の中に町民皆さまと行政のきずなを深め、信頼と協働による開かれた行政運営を図ると述べられました。そこで、勝見助役に伺います。

助役さんは、長年、町行政マンとして奉職されましたが、その経験と手腕に限りなく期待申し上げますとともに、4月からは収入役を兼掌されます。そこで、ただいま申し上げました部分的なところで、今後はこう変わる、またこのように変えていくということへの意識改革と住民サービスを含めたたくましいまちづくりへのご所見を伺います。よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 勝見助役。

**○助役（勝見久男）** 竹山議員さんから私の方に、これからの行政運営についての山口町長の改革の運営で、これからの方針と申しますか、今日までとこれからの、どのように変わってくるかというようなことについてのご質問をいただいたわけでございます。

行政運営の原点と申しますのは、何を言いましても住民の皆さん方のいろんな意向を的確に把握をしまして、そして住民の皆さま方の要望に応える形で、いかに町の施策、あるいはまちづくりを行っていくかということは、これは地方自治の原点であると考えております。

今日までもそういう中で住民の皆さん方の意見をいろいろ聞かせていただく中、また議員の皆さん方から、いろいろご指導、ご提案をいただく中で町の行政を推進してきたというふうに思っております。

今回、改革元年ということで山口町政がスタートをしたということでございますが、こういった形で進めていかなければならないという背景がやはりございまして、これはご承知のように国の方の構造政策の変換もありまして、三位一体改革、それから地方分権の趣旨もありまして、地方は地方のことで責任を持って決めて実行していけると、こういうことになってきているわけでございます。

そういうことから考えますと、今までのように国や県からいろいろ補助金をもらい、交付金をもらい、進めてきた行政運営とは違って、これからは自分たちで財源を賄い、また、そして自分たちで物事を決めて執行していくと、こういう時代に入ってきたわけございまして、これに対応するには、やはり今までの行政、財政運営を基本的に考え直して改革をしなくてはならないと、こういう時期に入っております、改革元年というようなことをいわせてもらっているというふうに認識をいたしております。

当然、これからの行政運営につきましては、この行政執行方針にありますように、町民皆さま方と行政とのきずなを一層深めますということで、当然これは冒頭に申し上げましたように行政の原点は住民主役の行政運営でありますし、住民の皆さん方の意見を反映した行政運営でなければならないと、こういうふうに思っておりますので、そういうふうな行政と住民皆さまとのきずなを一層深めて信頼と協働による開かれた行政運営を図ってまいりますと書いておりますのは、そういう意味で、当然いろいろな住民の皆さん方のご意見があるわけでございまして、それをいろんなところからお聞かせをいただいて、またそれをやはり議員の皆さん方も住民の皆さん方の声を声として上げていただきまして、執行部の方へ出していただきまして、またそれを聞かせていただいて、いろいろ政策を進めていくと、こういうふうなことをしたいと思っているわけでございます。

具体的には、町長が冒頭に話をされましたように、まず町長としては32集落、全自治会を回られまして、いろんな皆さまからの声を聞いていただいたと、こういうことでございますし、さらにはさっきの住民フォーラム、また住民アンケート等、いろいろなたくさんの方々の、住民の皆さん方の意見をお聞かせをいただいております。なかなか1つ1つ、すべてがそれを生かして反映するというふうにはまいりませんが、やはりできるだけ多くの意見を寄せられている部分からそういったことを行政運営に反映していくというのが我々の使命ではないかなと、こういうように考えているところでございます。

また、さらに自律推進計画にありますように、職員の方では地区担当の職員等を配置する中で、地区の皆さん方等のいろんな意見を聞かせていただくというふうなことも試みとして考えていると、こういうことでございますので、ご回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 続いて、川嶋議員、3問目をどうぞ。

11番、川嶋哲也議員。

**○11番（川嶋哲也）** 3問目の質問をさせていただきます。

平成17年度教育行政方針についてお伺いします。

平成17年度竜王町教育行政方針の中で、特に次のことにお伺いをいたしたいと思っております。

1点目は、人が町をつくり、町が人をつくるを信条に、人が育つまちづくりの具体的なお考えをお伺いいたします。

2点目で、安全で安心な学校・園づくりについて、それぞれの学校・園において危機管理、安全確保体制のマニュアルをつくっておられると思いますが、その内容についてお伺いをいたします。

3点目に、昨年12月の定例議会にお伺いをいたしました。特に児童・生徒の登下校時の安全対策の取り組みの中で、ガードマンの配置、全児童・生徒に防犯ベルの配布を検討しますとのお答えをいただきました。ベルについては、先ほども町長の方からお話がありましたように、本年度の予算につけていただいておりますが、ガードマンの配置のお考えについてお伺いをいたしたいと思っております。

4点目で教育環境の整備ということで、竜王中学校の大規模改修、言葉の教室改修等に施設整備に取り組まれるわけですが、その内容についてお伺いをいたしたいと、こういうように思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** 川嶋議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

1点目の人が育つまちづくりの具体的な考えとのお尋ねでございますが、教育基本法の第1条に教育の目的が明記をされております。その部分を読ませていただきたいと思っております。

教育の目的、教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家および社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

つまり、教育は人格の完成を目的とするところでありますが、2つの側面について述べてあると考えられます。

その1つは、個々人の人格を育てるということでありまして。そして、もう1つは、国や社会の形成者としての資質を養うことでもあります。

「人が町をつくる」ということは、子どもたちの社会の形成者としての資質、社会的な資質を伸張させることにかかると考えております。

そういったことをより効果的に進めるためには、子ども町長をよい環境に置くことが大切であり、地域社会全体で子どもを育てることが重要であるというように考えております。

では、子どもたちの社会的資質をいかに伸ばすかということでもあります。

学校・地域社会・家庭と、それぞれの領域において子どもたちの社会性を伸ば

す取り組みが大切であろうかと考えております。

例えば、学校教育で申しますと、平成17年度は竜王中学校でキャリア教育の研究が始められます。これまでの職場体験や地元の企業や諸団体のご協力をいただきながら実施してまいりましたが、来年度はこれを一層充実させ、子どもたちの将来における社会参加の意識を培い、さらには正しい職業観を育てようと考えております。

また、総合的な学習の時間を活用して、農業体験学習を行い、地元の皆さんと触れ合ったり、地場産業の理解を推進してまいります。

学校開放を進める中でお年寄りや専門的な知識をお持ちの方に学校に来ていただき、多彩な人生観や生き方に子どもたちが触れ合えるよう機会をつくってまいります。

竜王の子どもたちが将来の町の担い手と活躍できるよう、施策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご支援を賜りますようよろしくお願いをいたしたいと思っております。

なお、町が人をつくるにつきましては、学校を含めて家庭や地域が子どもたちの健全な育成を目標に、それぞれが連携した取り組みを進めることが大切であると考えております。

近年、子どもの規範意識の低下が大きな問題となっておりますが、学校・園の取り組みと合わせて地域や家庭で社会のルールやモラルについて、きちんと教えるという気運を高めていきたいと、このようにも思っております。

区長会や家庭教育学級、また広報誌、多くの機会を通して依頼をさせていただいたり、啓発に努めたり、具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目の危機管理、安全確保体制のマニュアルの内容につきましてであります。危機管理マニュアルおよび消防、防災マニュアルなどは、学校の非常事態に想定してのマニュアルは、それぞれの校・園で作成をいたしております。

内容ですが、大きくは2つの観点から作成をしております。

その1つは、危機の未然防止のマニュアルです。例えば、危険箇所の点検、巡視体制、門扉の管理、来客の対応など、不審者が校舎に侵入しにくいように、また校舎に近づきがたいような備えをいかに進めるかです。

あわせて、危険な場所に近づかない、危険を避けるなど、子どもたちの安全意識の向上に努めることも未然防止になります。

さらに、防犯パトロールの組織づくりや校内巡視の仕組みづくりも含まれております。

2つ目には、不幸にも事件、事故が発生したときのマニュアルです。

避難の仕方、通報の仕方、救急救命など、校内体制の整備と役割を明確にしていくことが含まれております。組織の実効性を高めるとともに、防犯教室や避難訓練を実施し、実際の行動を想定して、マニュアルに沿った避難の対応力を高めるようにもしております。

実際に発生した事件を見ておきますと、そこには多くの要因・背景があります。大きな事件につきましては、その都度、マニュアルを見直し、対応力を上げております。

3点目の登下校時の安全対策、ガードマンの配置についてであります。さきに奈良県で発生しました児童連れ去り事件など、子どもを取り巻く状況が年々悪化していることは憂慮すべき事態と考えております。

下校時における子どもたちの安全確保、ならびに対策につきましては、学校における安全教育や防犯教育の実施など、子どもの意識を高めることを第一に考えております。

危険な場所に近づかない、危険に遭遇したときの回避方法などを学ぶなど、自らの命は自らが守るという考えを身につけさせたいと考えております。

また、同時に子ども110番の家の設置、防犯パトロールなど、不審者が近づきにくい状況をつくることにも平成17年度は、これまで5年生以上の女子児童・生徒に配布をしておりました防犯ブザーを小学生全員に貸与いたします。

ガードマンの配置についてでございますが、近隣では近江八幡市が既に配置をされており、大津市では17年度から配置をすとお聞きをしております。本町におきましても検討はいたしておりますが、今しばらくは保護者や地域の皆さま方のお力をお借りし、子どもたちの安全確保に努めていきたいと考えております。

4点目の施設設備の内容ですが、竜王町中学校の大規模改修につきましては、17年度に設計業務を、18年、19年度の2年間をかけて教室やトイレ、暖房設備などの改修をする計画をいたしております。

竜王小学校につきましては、言葉の教室が3年目を迎えるに当たり、指導の内容が教室を締め切った指導をするという機会が多くあります。その効果を高めるためには、エアコンの設置を、またあわせて小プールの防水シートの改修を考えております。

竜王幼稚園につきましては、来客・職員用のトイレを男女別に、また多目的トイレの設置をしたいとも考えております。

あわせて、地震防災に万全の備えをしていくために竜王町公民館につきましても耐震診断をしてまいりたいと考えております。今後も教育設備や環境整備、そういったものの充実に努めていきたいと考えております。

お答えといたします。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（村井幸夫）** 11番、川嶋哲也議員。

**○11番（川嶋哲也）** 2点目の危機管理、安全確保体制ということでお答えをいただいたわけでございます。それぞれの学校・園において違うかと思ひますけれども、できることなら保護者が安心していただけるような形の中で保護者にも説明はしていただいているかと思ひますけれども、できましたら示していただければありがたいかと、このように思ひます。

それから、4点目の、今、教育長の方からいろいろと事業の内容についてお答えをいただいたわけでございますが、特に中学校の大規模改修等、技術的な面もあるわけでございます。そういうようなことで、職員さんの対応は、どのように考えておられるのか、その点についてお聞きをいたしたいと思ひます。

**○議長（村井幸夫）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** 中学校の大規模改修、また小学校、幼稚園等々、いろいろと次年度改修をしてまいります。その中で現体制でどうかなという心配をしていただいているというふうにお聞きをいたします。

私も教育行政を預かる者として、今も申し述べましたように大規模改修をはじめ、いろいろとしていくことにつきまして多くの予算をつけていただいたということについて、大変うれしく思っております。

それと同時に、議員さんも心配していただきましたように、現執行体制につきましても能率のよい人事配置をしてもらえよう町長部局とも協議をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（村井幸夫）** この際、申し上げます。

ここで午後2時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時30分

**○議長（村井幸夫）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 新年度予算および自律推進計画など、町政の各方面について、また町長の長としての人生観も含め、5点の質問をしたいと思います。よろしくご答弁賜りますように、初めにお願いを申し上げます。

まず1点目、ごみの減量化の問題です。

中部清掃組合は、日野町北脇に新設するガス化溶融炉の施設整備関係議案を議決したと聞いていますが、この施設建設事業の経過と概要、総事業費、国・県の補助と竜王町の負担は年度別にどのようになるかお伺いをします。

多額の費用がかかることから、この施設の耐用年数を予定以上に延ばすためには、ごみの減量化、分別収集の徹底をどう進めていくか。関係自治体が連携し合いながら取り組むことが大事だと考えますが、このことについて組合ではどのように話し合われているのかお伺いをします。

竜王町のごみの状況についてお伺いします。

ごみの種類、量、それぞれの処分方法、そのための費用等について伺います。

竜王町では、いち早く分別収集に取り組んでいただきましたが、現状と課題、対策、今後の取り組みについてお伺いをします。

きょうもNHKで「We love びわこ 環境こだわりメッセージ」で、ごみの堆肥化に取り組んでいる蒲生町岡本の皆さんが出演されていますが、この蒲生町岡本の取り組みや、甲賀市水口の取り組みについてご紹介いただければと思っています。

竜王町では、何といたっても生ごみを減らすことが大事だと考えますが、分別・堆肥化で、ごみ処理という考え方から農業のための肥料、土壌改良材をつくるという発想への転換が必要だと考えますが、この点での取り組みについて、進めるお考えはないかお伺いをいたします。

ヨーロッパでは、環境汚染の原因について、汚染の根源にさかのぼって危険を取り除く対応がされているのに比べ、日本では、出たごみをどう処理するかが、ごみ対策だと考えられていて、ごみの焼却率が75%、ヨーロッパではせいぜい20%であるのと比較すると、この焼却中心主義の考え方の転換が求められていると思います。

その基本は、生産段階でごみになるものをつくらない、つくらせないことです。もしつくったとしたら、その企業は最終的に処理まで責任を負うという汚染者負担の原則を確立する必要があります。

ドイツでは、これが徹底され、6年間で都市の1人当たりのごみ処分量が年間

535キログラムから237キログラムまで減ったという報告があります。

ごみ問題は、地方自治体で賢明の努力をしても解決するものではありません。みんなが声をあげて国に対応を求めていくことが重要です。このことについてもお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** まず初めに、若井敏子議員さんの方からごみの減量化に本腰を入れて取り組もうということでございます。前段の中部清掃組合、また日野町北脇に新設する問題につきましては、国・県の補助、また竜王町の負担について、金額的については事務局の方から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

もう、申すまでもなく、ごみの減量につきましては、何回となく取り組んでもらっておるところでございます。最近の、このごみの減量化を叫ばれておる中にもかわりませず、なかなか遅々として進んでおらないということが現状ではなかろうかと、このように思っております。

私も今から20年前に、このごみ減量化に対する組合の議員として、いろいろ各方面に出向きまして研究をともどもにさせてもらってきた経緯もございます。こういった中で、まずごみを出さないというのは、これはもう当然、原則でございますけれど、人間が住む以上はごみはゼロというわけにはまいりません。そういった場合に、どうすればごみが減量されるのか。また、どのように処理をされるのかと、こういう問題であります。多く燃やせばダイオキシンの問題が出てくる、このようなことで非常に、どの地域、また行政におかれましても苦慮されておられることは申すまでもないと思います。

そういったことで、私も富山県の方にも皆さん方も出向かれたと思いますが、この地域におきましては、生ごみを水分をゼロ化する運動ということで、搬入されておられます生ごみは、全部、水分は一切たっておりません。かさかさの生ごみでございました。

それは、どういうことかと言いますと、やはり何と言いましても水分が多いと火力で燃やさないかと、こうなるとまいりますとダイオキシン等の問題もございます。こういったことで、この町が非常に苦労されて徹底されたと、こういう地域住民の皆さん方の本当に統一した問題に取り組まれたということは関心をしておりました。

そういうことで、乾燥されておりますので焼却はされておられません。チップ化

にされておりました。そのチップ化につきましては、ボイラーの広域的な場所の燃料に使用していると、こういうようなことでございます。

しかしながら、またその後の最終処分の問題でございますが、いずれにいたしましても灰とか、いろんなものが出てまいります。これをどういう処分にするかということで悩んでいるのであるというようなことも申されておりました。これにつきましては、コンクリートブロック性にする、また道路の舗装に使う、こういう研究をしておるといようなことを言われておりました。道路の舗装につきましては、現在では国土交通省でございますが、その当時は建設省が管理でございますので、その一般道路に使うてええかということの研究していると。

有害物質があつてはいけいないということから、非常に、処分する前から処分した後まで考えていかなければならないというのが、このごみの問題であろうと思います。

こういったことで、非常に生ごみ対策につきまして、竜王町の各地域におかれましても今日まで女性事業といたしまして、堆肥化の運動とか、こういうものもやっていただいておりますし、また先般も集落を回らせていただきました折に田中の婦人部の方が、この生ごみの減量について、いろいろ研究をしてもらっておるといところで、各地域におきましても大変ご苦労をいただいておりますというのが現在の状況でございます。

それと、ここにも、質問の中にもございますが、ヨーロッパの問題でございますが、これも私も今から10年ほど前にヨーロッパ、ドイツに出向きまして、ごみの問題を勉強させていただきました。非常に、ドイツの方も先進地ではあると言われておりましたけれど、非常にごみには悩んでおるといようなことで、ごみの問題も、この辺の規模が違いまして、同じような焼却方法をされておりました。この辺は、できるだけ出てきたものを再生するということで、その選別もされておったのを見てまいりました。

ここは、最終の余熱を利用して、冬期は3万戸の住宅にボイラーを供給しているというような副産物も出てくるというようなことも話されておりましたけれど、非常にドイツの方も生ごみには頭を悩ましておるといことの話も勉強させていただきました。

そういうようなことで、今度、我々の組合であります中部清掃組合では、ガス溶融化に向かって取り組みをさせてもらってきたところでございます。こうい

ったことも非常にこれからの、ごみがなかなか減量されない中で、効率よくこのごみ処理をしていただくということについては、我々、各地域の方でも勉強していかないかんとということでございます。こういったことで、ご質問の竜王町では、何と云っても、ごみを減らすことが問題やというご質問でございます。そういうことではございますが、私は堆肥化も結構、これはそういう方向性も示していかなくとも思いますが、先ほども申しましたように、何と云っても水分を、水切りが一番、手取り早い話ではなかろうかなと、このように思っておりますので、私はこの水切り運動をまず始めていかなくとも思っておりますので、ひとつご理解のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

後ほど、日野町北脇に関する件につきましては、担当課の方からご説明させていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（村井幸夫） 青木生活安全課長。

○生活安全課長（青木 進） ただいま、町長の方からごみの減量化、あるいは資源化に向けましての基本的な考え方についてお答えをいただいたところでございますが、私の方からそれぞれ質問をいただいております数字的な部分も含めまして、お答えを申し上げたいと思っております。

まず、中部清掃組合の施設更新にかかわっての経過と概要でございます。中部清掃組合、日野清掃センターは、昭和56年に設置をされ、23年、稼働をしております。施設更新の理由といたしましては、まず第1点目、施設能力の低下と施設の老朽化でございます。

最近のごみ量の増加、あるいはごみ質の高質化に加え、施設の耐用年数は一般的に20年とされているものからでございます。

2点目は、先ほど町長の答弁にございましたように、ダイオキシン類等の排ガス規制の対応でございます。環境保全の観点から厳しい排ガス規制に対します対応でございます。

3点目といたしまして、これも町長から答弁がございましたように、焼却残渣の安定化、減溶化でございます。ごみを焼却いたしますと、焼却灰が発生いたしますが、今回の更新施設では、これを熔融処理して、スラグとして生まれ変わらせるということを考えております。そういうことから、安土町にございます最終処分場の延命化を図るものでございます。

こういった理由から、日野清掃センターでは施設更新計画を樹立したものでござ

ざいます。

施設の概要、総事業費、国・県の補助、竜王町の負担についてのお尋ねでございますが、ごみ処理施設の規模は1日180トン、1日60トンを3炉整備をいたすものでございます。処理方式は、ガス化溶融炉、流動床方式であります。

併設いたしますリサイクルセンターの処理規模は1日1.9トン、処理品目は牛乳パック、白色トレイ、選定紙でございます。

また、造成工事を伴いまして、造成工事の施設敷地は1万7,000平米でございます。そのうち、進入路が2,000平米でございます。

総事業費につきましては、91億5,642万円で、その内訳でございますが、施設建設工事、リサイクルセンターを含むは89億6,700万円、造成工事1億2,800万円、施工監理業務6,132万円でございます。

財源内訳でございますが、国庫支出金は補助対象事業費の4分の1で18億542万円で、県交付金は9,210万6,000円でございます。

なお、地方債は、63億5,710万円、一般財源は9億179万4,000円でございます。

竜王町の負担につきましてのご質問でございますが、当然ながら地方債の償還には利息が発生をいたします。しかしながら地方債の発行は財源対策債でございます。補助対象分、あるいは一般分に対しまして地方交付税措置で100%から50%、国庫の元利補給がされるところでございます。

最終的に起債利子を含みます地方自体、つまり組合構成市町の負担総額は、約45億5,770万円で、率に直しますと全体事業費の45.4%でございます。

起債の償還につきましては3年据え置き15年償還でございます。

また、構成市町における竜王町の負担率は8.14%となっております。

このことから、ご質問のように各年度別の明細はお答えできませんが、推計をいたします竜王町の負担総額は3億7,100万円で、既に基金等の負担金の持ち出しはしておりますが、元利償還年度ベースで平均いたしますと2,470万円の負担というように推計をいたしております。

ご指摘のとおり、この施設には多額の費用を要しますことから、中部清掃組合では平成14年度に廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画を策定し、当該計画により一般家庭および事業所から排出されるごみの減量化、分別収集等による資源化に向けた計画目標、方策を作成しているものでございます。

具体的には、「ごみ減量化・資源化検討委員会」を設置し、平成15年度より古紙類を焼却にせず、分別収集により資源化の取り組みを行ってきています。

また、施設の稼働に合わせまして、ごみ処理基本計画、整備計画書との計画目標に合わせ、対応するため、構成市町が連携をして、ごみの減量化等、協議を進めているところでございます。

次に、竜王町のごみの現状についてのお尋ねをいただいております。

竜王町のごみの種類、量費用等につきましては、町内におきます一般廃棄物の処理につきましては毎年度、竜王町一般廃棄物処理計画を定め、事業遂行を行っております。

まず、分別状況でございますが、管内構成市町の状況では、竜王町は分別は進んでおります。現在は、大きく12分別により回収を行っており、うち町独自として紙パックや廃食油の回収、および再資源化利用の取り組みを行っております。

本町のごみの排出量でございますが、平成15年度の実績では中部清掃組合の持ち込み分として可燃が約2,900トン、不燃物が約170トン、資源物、ペットボトルが約30トンとなっており、排出量比率といたしましては近年、微量ながら増加している状況でございます。

このうち、中部清掃組合への持ち込み分以外の資源物につきましては、空き缶は巖本金属、空きビンは八日市カレット等、町の独自のルートにより処理を行っております。

ごみ処理費用につきましては、中部清掃組合負担金、ごみ収集運搬業務等年間約1億3,000万円で、町民1人当たりの換算をいたしますと約1万円ということになっております。

今後の取り組みですが、前段、町長からお答えをいたしましたように、さらに生ごみ等の水分を切るという運動等進めてまいりたいわけでございますが、国におきましては平成13年に循環型社会形成推進基本法が施行されまして、この法の枠組みとして廃棄物処理法、資源有効利用促進法、家電リサイクル法に本年1月より施行されました自動車リサイクル法など8つの法律の改正および整備がされ、一層の循環型社会形成を推進しているものでございます。

さらに、平成19年4月より稼働予定の中部清掃組合日野センターの更新施設に合わせまして、容器・包装リサイクル法に基づく容器包装類、食品トレイ、廃プラスチックなど、分別収集がこの管内の広域処理として進むものと考えます。

また、近隣市町のごみの減量化の取り組みでございますが、十分な情報収集はできておりませんが、蒲生町岡本地区の取り組みですが、岡本では世帯数82戸

で平成14年11月に「岡本わがまち夢プラン」を発足して、このプランの中でごみゼロ運動が展開され、生ごみを可燃ごみとして排出しないよう、各家庭において電気式処理機やコンポスト等を購入し、堆肥化をするという活動が展開をされています。

また、ご質問の水口の方では、堆肥化を図るために自治区単位で事業参加を図り、希望する区については各戸が密閉型のポリ容器、市補助は4分の1ですが、ポリ容器を購入し、指定収集日に各ステーションに設置された回収容器に移し、民間堆肥センターに市が搬入し、剪定木・牛ふん・鶏ふんなどと混合して発酵しながら堆肥化するという地域利活用がされています。

竜王町におきます生ごみの減量化、再資源化についてのご質問でございますが、一部町長の方からお答えをしていただきましたように、生ごみは一般的に容積比では全体ごみの10%、重量では35%と推定されておりまして、本町の生ごみにつきましても、換算をいたしますと年間約1,000トン、生ごみが出ております。組合負担金の利用割分で試算いたしますと、生ごみでは年間約2,000万円の経費が見込まれるということでございます。

本町では、各家庭の補助金でございますが、平成8年度より電気処理機や堆肥枠、ボカシ容器の購入の補助をいたしておりまして、現在、239件の家庭で減量化の取り組みをしていただいております。

地区の取り組みといたしましては、モデル地区といたしまして、平成11年度では弓削地区、各家庭で処理機の購入を願い、平成12年度では山面地区、七里地区で大型電気処理機の使用実践、平成14年度からは先ほど答弁ございました田中地区で直接農地還元実践と、それぞれ集落で取り組みをしていただいております。

いずれにいたしましても、先ほども町長から答弁をしていただきましたように、ごみを焼却せずに、ごみの減量化、あるいはごみそのものを再資源化をしていくという方向で進めていきたいというふうに考えておりますので、格別のご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 再質問2つ、今、ご答弁いただきました中で2点の質問をしたいと思うんですが、1つは、平成15年から中部清掃組合の方で、ごみ減量化の検討委員会というのができているというお話であります、この15年からで

きている検討委員会の成果についてと。

もう1つは、そうしたらいろいろ説明していただいて、竜王町はどうするのという話の中で、ごみの再資源化をしていきたいというお話なんですけど、具体的にどうするおつもりなのかが計画がないのか。

今、再資源化していきたいというのは課長自身の思いであって、それは計画の中で具体化されているものではないのかなというニュアンスなんですけれども、その辺がどうなのか。

モデル地区として取り組みをしていただくというのは、基本的にはモデル地区というのは、モデルで終わるものではなくて、モデル地区の成果が全町に広げられるものでなければならないと思うんですが、11年の弓削、12年の山面、七里、14年の田中の成果を全地区、町内全域に広げることについては、どう思っているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 青木生活安全課長。

**○生活安全課長（青木 進）** 若井議員さんから2点の再質問をいただきました。

まず1点目でございますが、いわゆる日野清掃センターでのごみ処理減量化検討委員会でございますが、一部ご回答も申し上げましたように古紙類の焼却をせずに分別収集をしようという、いわゆる広域での取り決めに検討委員会ですております。

なお、そのほかの問題につきましては、今後、施設の稼働にあわせていろんな意味でどうすれば広域的にごみの減量化が図れるかどうか、構成市町でこの検討委員会を中心に協議を進めてまいりたいというように考えております。

それから、2点目のご質問でございますが、いわゆる生ごみ等につきましては今日までモデル事業で、いろんな実践をして、現在なお取り組みを進めていただいておりますが、これを全町的に広げる方法につきましては、今現在、そのモデル地区で取り組みをしていただいている内容を研鑽をし、竜王町の今考えておりますエコタウン計画による新エネルギープロジェクトともリンクをさせながら検討を加えていただきまして、全町的にいろんな意味で、いい部分につきましては普及していくような考え方で進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** このエコタウン計画との連携というんですか、エコタウン計画の中でごみをどうするのかというふうに取り組んでいきたいというお話なん

ですけれども、今、竜王町が取り組んでいる、この間のエコタウン計画というのは、もっと大きなもので、各家庭のごみだとか、町内のごみをどうするのかということと、もちろん全く関連がないということではないと思うんですが、そのエコタウン計画の中で各家庭のごみだとか、一般のごみをどう処分するのかということとリンクするような種類のものではないと私自身は認識してるんですけれども、そうじゃなくて、このエコタウン計画というのは、家庭ごみの減少をどうするのかというところまで議論している計画なんですか。

私は、その辺をひとつ明らかにしてほしいというのと、モデルとして取り組んでもらっているところは、ずっとその年度のモデル事業が今日も継続して続けられているというふうに理解していいんですか。それは、やっぱりその成果をきちんと全町に広げる取り組みというのは、これはきちんと成果物を皆さんにお示しするという意味では取り組んでもらわなければいけないというふうに思うのと、私は何も岡本や水口の話をどんなことをしているのか紹介してというふうにももちろん書いているわけですが、これはやっぱり自分のこととして調べていただいて、それが竜王の中でできるのか、できないのかということを含めて検討いただきたい材料として提供してるわけですから、こういう内容ですよということで終わってしまわないで、それも取り込んだ形で、これ、本格的に取り組んでもらう、この問題に取り組んでいただく上での大きな参考になることだと思いますので、そういうことも含めて取り組む意思があるのかどうかについて改めてお伺いしたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 青木生活安全課長。

**○生活安全課長（青木 進）** さらに再々質問ということで、若井議員さんの方から生ごみの資源化等を含めましての取り組みに対するご質問をいただきました。

申しあげましたように、ご質問にもございますように、生ごみの資源化につきましても、それぞれ地域地域の特性がございますので、質問にございました蒲生町の岡本とか水口の取り組みにつきましても、竜王町に取り入れさせていただくところについては十分研究をし、本町にも取り入れさせていただくという思いであります。

なお、またエコタウン計画との関係につきましても、先ほどリンクさせながらというお答えを申し上げたと思いますが、エコタウンの新エネルギープロジェクトの中の項目にごみの資源化というものも上がっておりまして、そういう中でも全町的な計画の中での検討を加えてまいりたいというように考えておりま

す。

また、モデル事業につきましては、ご質問いただきましたように、その年度年度のモデル事業でございます、今現在もそこでは取り組んでいただいているというように考えておりますし、そのモデルでしていただいていることをいろいろ検証しながら全町に広めていこうというように考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、回答といたします。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 次に、国保の問題について質問をいたします。

先日、三重県玉城町に議員研修で出かけてまいりました。玉城町の広報なんですけれども、これを見せてもらっていると、国民健康保険料、あそこは料というんですが、国民健康保険料と医療機関での一部負担金、医療費の3割負担の分ですけれども、その減免、減額する制度が町の広報で紹介されていました。

帰ってから玉城町の担当者の方に電話でお伺いしましたところ、保険料の減免は条例に明記されていて、一部負担金の減免は国保法77条に基づく減免制度だということでした。これに関してお伺いをしたいと思います。

先ほど来、同僚議員さんから国保の問題で、国保運営審議会の中身についても町長も含めて答弁なり、質問なり、されているところなんですけれども、1月6日に開催された国保の運営協議会、これは国保の税を引き上げるという議論で、なかなか委員の意見もまとまりませんし、とても納得できる状況ではないという、そういうお話し合いの席だったわけなんですけれども、その席でぜひ減免制度をつくってほしいということを私の方から町長に申し上げましたところ、町長はそれについては検討するというお話を国保の運協でいただいておりますので、今回ぜひこのことについて明解なご答弁をいただきたいと思っております。

竜王町の国保の減免制度ですけれども、生活が著しく困難になったときの国保税の減免は、地方税法の中で示されています。減免を実施しているのかいないのか、状況をさかのぼって竜王町についてお示しをいただきたいと思っております。

地方税法によりますと、条例で定めるところによりとあり、この定めについてはかつて厚生省の保険局長から通達が出されているというふうに承知していますけれども、このことについてご説明をいただきたいと思っております。

医療費の一部負担金の免除、減額ということは、国保法44条によるものですが、これについても竜王町の状況をお伺いしたいと思います。

札幌ですとか、宇部、徳島、広島について調べてみたんですけれども、この辺では通達に基づいて取り扱い要領ですとか、あるいは要綱というものがつくられていまして、その対象者を明確にして実施されているというふうに聞いているところです。竜王町のお考えもお伺いしたいと思います。

次に、高齢者の医療費で自己負担の限度額を超える分についての払い戻しについてお伺いをしたいと思います。

医療費制度が変わって、非常に悪い方向に変わってしまいまして、高齢者の高額医療費については1カ月合計の外来診療について、規定の額を超えて負担した分は払い戻しの手続きをしなければ戻ってこないということになっていまして、平成16年の払い戻しの件数、請求の状況についてお伺いをしたいと思います。

実際に請求しなければならない人で請求漏れはないのか。払い戻しが全件請求されるように町の担当者は、どのようなご苦勞をいただいているのかについてお伺いをしたいと思います。

医療機関が一緒であれば、しかも町内であれば払い戻しのないようにすることは可能かと考えますけれども、県内、あるいは県外の医療機関を利用されている方もあり、これは国レベルで対応いただかないと解決しない問題なのかなというふうに思っているわけですが、この制度が変えさせられたことについて、また元へ戻してほしいという要望を国・県にぜひ出していただきたいと思っています。

同時に、近隣市町と連携していくことでこの問題解決できないのかなというふうに考えているところですが、この辺についての町の考えもお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 杼木税務課長。

**○税務課長（杼木博子）** ただいまの若井敏子議員さんからの国民健康保険税と医療費の減免制度についてのご質問の中で、まず国民健康保険税の減免制度についてお答えさせていただきます。

竜王町に減免制度があるのかということでございますが、国民健康保険税条例の第13条に定めがございます。その内容といたしましては、減免することがで

きるケースが3点ございまして、1点目には、貧困により、生活のため公私の扶助を受けるもの。

それから、2点目には、不慮の災害等により生活の基礎となる資産に甚大な損害を被ったもの。

それから、3点目には、その他、町長が必要と認めたものでございます。

その中で、特に生活が著しく困難になったときの減免は、実際どのように運用しているのかというお尋ねでございますが、規程の中では貧困により、生活のため公私の扶助を受けるものというふうになってございまして、その運用といたしましては、公の扶助というのは、例えば生活保護法によります生活扶助等でございます。

それから、私の扶助とは、例えば社会事業団体によります扶助や民法の規定による扶養義務に基づき行われる親族による扶助、あるいは民法上の扶養義務には該当しないけれども、親族以外の第三者が特別の事情により扶助する場合等を言うものであるというふうに解釈してございまして、日々の事務の遂行に当たっているところでございます。

それから、町において減免を実施している状況でございますけれども、最近では平成13年度、平成14年度、平成15年度と、それぞれ2件の減免がございました。

以上、まことに簡単でございますけれども、国民健康保険税の減免についてのお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** 若井敏子議員さんの医療費の減免制度についてご回答を申し上げます。

医療費の一部負担金に対する減免でございますが、国民健康保険法第44条に規定されております。その取り扱いに関しましては、ご質問のように昭和34年、各都道府県知事あて、当時の厚生省保険局長より通知が出ております。

法第44条の内容は、特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難と認められるものに対して減額・免除できるとあり、この特別の理由とは世帯主等が震災、風水害、火災等により資産に甚大な損害を受けたとき。また、干ばつ、冷害等により農作物の不作により収入が減少したときなどに法の適用がされるものでございます。

通知の主な内容でございますが、保険者においては国保の被保険者に対する免

除、減額、徴収猶予についての制度の周知徹底、医療機関との連携を図るよう指示するものでございました。

また、その適用に関する申請方法と細部の取り扱いを示したものでございます。

この通知におきましては、約45年以上前のものでございまして、当時、竜王町にこの通知が県から届いておったものと思っておりますが、結果として現在では、その取り扱い要領は作成いたしておりません。県内でも基準を定めておられるところはないように伺っております。

この法律の基本的な趣旨は、先の新潟中越地震などの天災等で全町的に打撃を受けた場合、事業または業務の休・廃止により収入が著しく減少したときなど、生活保護に準ずる場合など、特例的な事情があるときにのみ適用され、免除、減免を行うについての客観性、公平性が保たれている必要があるというものでございます。法の範囲内で処理するということができるという内容のものでございます。

したがって、本町においても当国民健康保険法の趣旨に則りまして、あつてはならないことではございますが、天災等の発生時におきます一部負担金の減免や減額などにつきまして、細部の取り扱いについて研究・検討をしてみたいと考えております。

次に、老人保健等対象者の高額療養費の状況でございますが、70歳以上の人の場合は基本的に入院分は病院の窓口において、自己負担限度額を適用いたしますが、外来分につきましては限度額を超えた部分を高額医療費として申請によりお返しをすることになってございます。

お尋ねの平成16年度の4月から2月末までの実績で対象件数が441件で、そのうち430件の申請をいただきまして、お支払いをいたしております。

竜王町では、病院よりのレセプトを確認いたしまして、対象者の方に申請のご案内をさせていただいておりますが、残念ながらすべての方から申請をいただけない状況でございます。再度、電話で連絡をさせていただきまして、払い戻し金額が少額であったりとか、面倒だという理由で申請されない方もおいでになります。

請求できます期間として、2年間は申請を受け付けさせてもらっておりますので、全対象者の方にお支払いできますよう今後もお知らせや電話による周知をさせていただきたいと思っております。

次に、病院窓口での通院に対します限度額適用で払い戻しのない方法をと

ことでございますが、給付事務や窓口での支払手続きの軽減のために行っていたきたいのはもちろんでございますが、現状の制度では不可能かと思われま

す。給付事務を行っております末端の市町村の声として、今後は近隣市町と連携を図りながら、県や国に対しまして次回の医療保険制度の改正に盛り込んでいただきすよう要望していきたいと思っております。

以上、若井敏子議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 1つは、税の減免ですけれども、条例の中には貧困、あるいは公私の扶助を受けている不慮の災害、その他、町長が認めるものというふうに書いてあるということなんです。この制度そのものは非常に古いものですから、例えば先ほど読まれた中にも干ばつ、不作により収入が減少するという部分がありますけれども、これはほとんど農業か、そういうものを想定しての文言なのかなというふうに思うんですけども、例えばリストラで仕事がなくなって収入が減少するということがあるわけですけども、そういうものがこの中にはないのかなと。あるいは、町長が認めればという範囲の中で、そういうものを含めて認められてもいいんじゃないのかなと、そういう思いがしてるところです。

そこで、県内ではそういう具体的な要綱、要領をつくっているところはないと思うというお話だったんですが、全国的に見ると、それはかなり、そういう減免の基準というのは明確にしているんですね。

先ほども言いましたけれども、山口県の宇部市ですと、災害、盗難による被害、疾病、負傷、その他特別な理由に該当し、収入が生活保護基準の1.5倍に満たない世帯、前年度より所得が30%以上減少した場合、所得割額を30%から減額免除すると、明確な基準を持っているところが幾つかあるんですね。

私は、こういう制度がありながら具体的に運用されていない。13年、14年、15年で2件やったというのは、こんな運用しているうちには含まれてない。あって、ない条例だというふうに私は思うんですね。やっぱり具体的な減免の基準も明らかにし、例えばふっと思い浮かべるのでも、この間、町内では幾つかの業者が倒産するなり、あるいは個人事業主が大変な目に遭っているというのは、ふっと浮かぶだけでも2件や3件じゃないと思うんですね。そういう人たちが本当にこういう制度を知らされて、こういう制度の恩恵を受けてるのかと思ったら、きっと受けられてないんじゃないのかなと思うんですね。13、14、15

で2件ずつでは、きっとあの人は含まれてないなど、個人的に想定する部分もあるわけですが、そういう制度がありながら運用されていない状況というのは、やっぱりなくす必要があって、具体的な基準をきちんとお持ちいただきたいと、このことをまずお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、今のお話の中で私は、さきのお話の中にもありましたけれども、国保の国民健康保険税も今回、大幅に値上げする計画があるわけですね。でも、西村課長の先ほどの答弁で制度的には国にもきちんとものを言っていきたいというお話も国・県に要望を上げたいというお話もありましたので、私は地方の制度というのは、やっぱり国の制度に大きく影響されるということもあって、先ほどの質問のときにもあんまり追求はしなかったんですが、やっぱり町長自体も、ごみの問題については国にきちんと言うんだというぐらいの思いを持ってほしいと思うんですけども、どんな問題でもそうなんです、この国保の問題でもやっぱりそうで、私も国保というのは本来的にいえば国民健康保険法は社会保障と国民保健の向上に寄与するという法律に基づいて運用されているものですから、よく目的税やさかいに足らん分は加入者に負担してもらおうやという議論が国保の運営協議会でもされたんですが、そういう問題じゃなくて、基本的にやっぱり国が責任を持つ部分なんだと、少なくとも半分ぐらいは責任を持ちなさいよと。会社の健康保険でしたら事業主が半分持つわけですから、だから少なくとも国が半分持ちなさいよと、あんた何してんねんやということをやったり地方から国に言わなければいけないというように思うんですね。

私、この間の国保の状況を15年ぐらい分析をしたんですけども、国保の加入者はこの15年の間に1,000人近くふえてますよね。それが何なのかと言え、先ほどから、リストラですとか、会社が倒産して失業者が出て、その人たちが国保に加入してくる。これは国の政策だと思うんですよ。国が本当にリストラ防止のために何か努力してたら、こんな問題は起こってこないわけで、これも国に責任持ってよという話だというふうに思うんですね。

町がもちろん責任持たんならん部分もあるんですけども、町は一般会計の繰り入れをずっと見てみますと、平成元年でいいますと、これは財政統計で見ているんですけども、平成元年が3.6%、平成5年は5.6%、平成10年が8.1%なんですね。平成15年は財政調整基金を繰り入れましたから、この年はこれも含まれますと17.1%も歳出総額に対する竜王町の一般会計の持ち出しがあるんです。かなり大きい持ち出しなんですね。こういう結果を生み出している原因は、や

っぱり国に文句言わなあかんと、このことを強調しておきたいというふうに思  
うんです。

これとの関連でお伺いをしたいんですけれども、国保の資格証明書、短期証明  
書の発行状況について、保険料を滞納すると資格証明書や短期証明書の発行を  
されてますけども、これについての発行状況についてもお伺いしたいのと。

減免制度、きちんとした基準をつくるかどうかということについても、もう一  
遍、改めて確認しておきたいと、このことを思います。

**○議長（村井幸夫）** 若井議員、質問は簡潔明瞭にお願いいたします。

西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** 若井議員さんの再度のご質問にお答えさせていた  
きます。

国民健康保険税の減免ならびに一部負担金の減免につきましては、個々の具体  
的な取得とか資産の状況の判断が求められます。また、生活の困窮の状況も判断  
し、生活保護を進めるなど、その判断に当たりましては生活保護基準を目安とす  
るということになっております。個々によりまして、その状況が違ってまいりま  
すので、一律に基準を決めて減免などをすることは適当ではないものの、法的に  
申請を出された場合は拒むものではないということから細部の取り扱いにつつま  
しては、今後、県などの指導を受けながら、税の減免につきましても一律に適用  
すべきものではないというものの、両者連携を図りながら研究・検討してまいり  
たいと思っております。

それと、資格証明書の発行でございますが、本町におきましては資格証明書は  
発行しておりません。

短期の被保険者証は、発行させていただいております。件数につきましては資  
料がございませんので、後ほどお知らせいたします。

以上、お答えといたします。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 今の短期証明書なんですけど、短期証明書を発行する法的根  
拠は何ですか。国保法じゃないですね、書かれてないですね。町の税条例にも  
短期証明書は書いてないですね。保険証というのは、1年更新で1年ごとに発  
行するというふうに書いてあるんですよ。ところが、どっちを見ても短期証  
明書をこういう場合発行するとは、何も書いてないですね。短期証明書の発行  
の法的根拠は何ですか。

○議長（村井幸夫） 西村住民福祉課長。

○住民福祉課長（西村喜代美） ただいまのご質問にお答えいたします。

短期証明書ということで発行させていただいておるものではございません。3カ月、6カ月を期限といたしまして、被保険者証を発行しているというものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 町財政の将来見通しについて質問をします。

自律推進の取り組みが進められていまして、職員さんとお話をしていますと何かと大変だという感想をお話させていただきます。確かに職員さんは大変だと思うんです。今の仕事が将来の竜王町の歴史の中で輝くのだという確信を全職員さんにお持ちいただくような幹部のご指導を期待するものです。

湖北6町で年末から急に合併の事務から飛び込んできて、平常業務と両方で寝る間もなく、2月にまたまた合併が急に御破算になって、新年度予算が組めずに暫定で通さざるを得ないという状況になってしまったということをお話の職員さんからお話をしてくださいました。

浅井町なんですけれども、きのう、びわ町との合併の決定を受けて28日までの議会の日程をきょうで切り上げて、未決の議案すべてをきょう議決して終了してしまうのだそうです。合併が決まったら新年度予算など、まるでどうでもいいというのでしょうか。

安土のように3月になってから、再び合併ノーの審判が下り、八幡との合併協議会で安土の委員が土下座をして謝ったという話もありました。

合併するかどうかも含めて協議するはずの協議会で住民が合併しないと決めたことは土下座するような過ちを犯したのかと言いたいのですけれども、この町についてはまさにトップのあり方が問われていると思います。

竜王町は、議会とともに自律のまちづくりに取り組んでおり、17年度予算にもその成果があらわれています。そこで、自律のまちづくりについて、特に将来の財政見通しを明らかにして現実を町民皆さんと共有する必要があるのではないかとこの立場で質問をします。

以前、ニセコのまちづくり条例のように、町の財政について町民がよく理解していただけるような工夫で公表する必要があると提案しました。これについて、現在どのようにお考えなのか、お伺いをします。

私は、昭和58年から現在までの財政分析をしているんです。いろんな表をつくっているのですけれども、過去については、結果ですけれどもどういう行政が進められてきたのかが、この表をつくると大変よくわかります。

その時々の中長によって何をしてきたのか、どこにお金を使っているのかが大変よくわかります。けれども、これからの財政見通しというのは長が変われば財政が極端に変わるというようなものではないというふうに思うんですけれども、このことについてのご認識をお伺いしたいと思います。

今、町の職員さんは、マニュアルのない仕事に大変ご苦労をいただいているのですけれども、5年後、10年後、自分の担当している部署はどうあるべきか、事務事業の見直しをしていただいたのですから、年ごとに減るもの、ふえるもの、人口の動態推計とあわせて経費を弾き出す。それを積み上げていけば財政シミュレーションはできると思うのですけれども、ぜひこの財政シミュレーションをつくっていただきたい、このことをお願いするものですが、ご所見をお伺いしたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 若井議員さんのご質問にお答えをいたします。

町財政の将来見通しにつきましては、去る3月13日に開催いたしました地域再生を目指すまちづくりフォーラムにおきまして、国の財政見通しが依然不透明な中で一応、平成19年度までの短期見込みではありますが、お示しをさせていただいたところでございます。

このままでは、今後、国の財政改革に伴う収入減や公債費、扶助費等の義務的経費の増加により、財源不足額が生じ、厳しい状況になっていくものと思われま

す。確かに、これまでは右肩上がりの経済や国の景気浮揚策などにより、財政的に余裕もあり、その時々の中長により特徴のある財政運営がなされてきたことも事実でございます。

しかし、これからは若井議員もお見込みのとおり、少子化、高齢化により、経済の衰退が予想されます。こういったときに町財政も行政サービスの、あれもこれも請け負うことは不可能であり、これからは本当に必要なものに選択と集約をされてくるものと思われま

す。将来の財政見通しを立てるには、将来の町の現状を見通す必要があり、今後の人口動態も大きな前提条件になるものであります。

平成17年度におきましては、総合計画の実施計画について策定を予定しておりますので、将来の竜王町の動向と合わせまして、財政見込みにつきましても全課全職員挙げて調査・研究をし、将来を展望したいと考えております。

以上、若井議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 自律の推進計画をしていく上で、竜王町は新潟県の津南町を大変参考にされました。前も議員の皆さんにはお話したのかもしれないんですけども、これ、津南町のまちづくりの中間報告の概要版です。概要版が、このA3で15枚あります。これ、全部インターネットで取れるもんです。インターネットで取ったものなんですけども、この概要版が全戸に配られて、しかもインターネットでも示されているんですね。この中で津南は、こういうのをつくってるんです。これ、財政計画です。平成37年までの財政計画です。シミュレーションです。こちらもあって、こういうものをつくってるんですね。これも全戸に配ってるんです。

何で津南にこれができるのという話をしたら、もちろん各分野にわたって財政の、事業の見直しというのをやって、将来の計画もちゃんと職員さんが積み上げてきたんやと、その積み上げてこれをつくったんやと。もちろん、財政について結構明るい方がおられて、それもその方の知恵と力は本当に職員さんの力を総結集してつくったものだというふうに聞いていますけれども、私は、竜王町の職員さんはみんなプロなんですから、これ、できると思うんですよ。

フォーラムでは、19年まで出ましたけど、19年で、これ37年ですよ、出てるのは。もちろん、これが確定的なものじゃないです。それは、きちんとこの中にも書いてあるんです。現在の状況で判断できること、しかも自分たちが自律推進計画で何をカットし、何を伸ばしていこうとしているかということが、この予算の中に出てきてるんだと、こういうふうに言ってるんです。これは、大事なことやと思うんです。

私は、竜王町の自律計画、最終的には5月に仕上げるんだという話がありますけれども、この中で本当に財政を切り詰めて、どこを伸ばしていくのか、このことがはっきりしないと町民は展望を持てないと思うんです。

今の話も厳しい厳しい厳しい、町長もふた言目には厳しい厳しい厳しいですから、みんな頭が下がるんです。あのフォーラムで私の隣にいらした人は、「頭下がるなよ、おまえ、顔上げられへんやんけ」と、こう言いはりましたわ。そう

いうイメージを与えてしまうんです。そうじゃなくて、財政は厳しいけど、ここをこう切り拓いていくんだと、こういう方向に持っていくんだということがはっきりしないと町民は、やっぱりついてこれないと思うんです。

もちろん、そら、絵にかいたもちじゃいけないですよ。けれども、住民さんの福祉は、こういうふうに切り捨てへんのやと、ここを守っていくんやと、少なくとも町民の皆さんの幸せのために町は頑張るんやと、だからこういうことについてはご了解くださいと。ここは切りますよと、ここは、でも伸ばすんですよと、このことが言われてくれば、やっぱり町民は前を向いて歩けると思うんです。このことを明らかにするためには、どうしても財政をはっきりさせる必要があると。もちろん、どうしてもええからつくれということじゃなくて、そういう資料を持って、やっぱりプロの皆さんなんですから、ぜひつくってほしい。調査研究したいというお話をいただきましたけれども、このことはきちんと改めてお願いをしておきたいというふうに思います。このことについて改めて、町長の方からご所見をお伺いしたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 新潟県の取り組んでおられる状況も非常に情報を入れられて勉強されておるということは、非常に竜王町としても見習うべき点が多々あるかと思えます。

財政状況につきましても、これは絵にかいたもちはかけません、そういったことでしっかりと見極めた中で、やはりあらわしていかないと無責任になってしまうものではなかろうかなと、このように思っております。

今、若井議員さんの方から、町長は何ぞ言うと、厳しい厳しいばかりやないかということでございますが、当然、現在最近の情勢の中に立ってみますと、非常に、1人、口に出てくるような状況でございます。

そういった中で、ただ厳しいだけといって、じっとしているわけにはまいりません。こういったことで私もあらゆる角度から今後の将来において1日でも早くこういう厳しいトンネルを早く抜け出したいという思いは皆さんと同じ思いでございます。こういったことで、いろんな方面に模索しながら竜王町の将来のあり方をしっかりと見極めていきたいというように取り組んでおります。

今、何から取り組んでいるということは、すぐ申せませんが、いずれ近いうちに、また報告もさせてもらえる時期が来ようかと思えます。その報告をさせてもらえるように全力を投じていきたいと、このように思っております。非

常に、この財政状況の見通しというものはなかなか、数字的にあわせるものでありますが、やはり後ろだてがないと皆さんに責任を持った話できませんのでご理解を願いたいと、このように思います。

○議長（村井幸夫） 12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 憲法論議を町長と交わしたいと思います。

公務員というのは、憲法尊重擁護義務というのがあります。このことを町長自身は、どのように認識されているのかお伺いをしたいと思います。

職員というのは、採用が決まると宣誓をされるわけですがけれども、その内容についてもお伺いしたいと思います。

私たち議会議員は、当局の提案を審議するとき、いつ憲法が守られているかどうかを基準に判断しなければいけないのだと私自身は考えています。憲法を守っているかどうかを問われるのは、国民ではなく、国あるいは行政当局だからなんです。

昨年、私はベアテ・シラタ・ゴードンさんのお話を聞きました。日本の敗戦後、新しい憲法素案作成にGHQの民生局の一員として22歳で参加された女性です、第14条人権と第24条男女平等の項を提案した人です。現在82歳ですがけれども、今の憲法がどのようにつくられたか、そして憲法が今日まで輝いて世界に響きわたっている様子が本当によくわかるお話を聞かせていただきました。

先日もある町の職員さんに憲法の話をしたところ、「憲法って中学校で習ってきりやわ」と言われました。尊重擁護の義務がありながら、その内容を知らないようでは問題だと私は考えます。町は職員研修の一環として、当然、憲法学習をされるべきと考えますがけれども、ご所見をお伺いします。

今、全国で憲法9条を守る運動が広がっています。全国的には、鶴見俊輔さんや加藤周一さん、大江健三郎さん、三木睦子さんなどが呼びかけ、また滋賀県では陶芸家の神山清子さんや滋賀大の近藤学先生、彦根の弁護士獅子山向洋さんや大津の山田耕三郎氏、八幡のヨシ博物館の西川嘉廣さん、そして竜王町では畑裕子さんなどが呼びかけて憲法9条を守ろうという取り組みが進んでいます。

憲法9条を守るということについて、町長の経験も含めてご意見・ご感想をお伺いしたいと思います。

ことは、太平洋戦争終戦後60年目で、だからこそ二度と戦争をしないと世界に宣誓した平和憲法を守る運動は大いに意義があるものと考えますがけれども、

町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 若井敏子議員から、憲法9条遵守のための憲法学習について、私にご質問をいただいておりますのでお答えをさせていただきます。

まず1点目に公務員の憲法遵守についてお尋ねをいただいております。

ご質問をいただいておりますように、憲法99条には公務員は憲法を遵守し、擁護する義務を負うと定められており、公務員の憲法遵守が義務づけられております。

また、新たに役場職員となったものは、竜王町職員のサービスの宣誓に関する条例の規定により、日本国憲法を遵守し、擁護することを宣誓することになって、義務づけをしております。

宣誓書に署名をしなければ職務を行うことができないと規定しております。

また、議員は公務員の憲法遵守、擁護義務について、どのように認識しているかのお尋ねをいただいておりますが、先ほどからも説明しておりますように、公務員の憲法遵守ということにつきましては非常に大事なことを考えております。

次に、職員の憲法についての理解度について、お尋ねをいただいておりますが、ご質問の中で憲法って、中学校で習ったきりと言った職員のお話をしていただいておりますが、こうしたことが事実とすれば非常に認識不足と言わざるを得ないし、憲法についての研修を実施していかなければならないと痛感しております。一方的に職員の憲法についての研修は、専門研修や新任職員研修で行っており、中学校で習ったきりということは研修を受講していない限り、通常はあり得ないと考えますが、今後は研修の機会をとらまえ、さらに憲法理解を深めるようにしてまいりたいと考えております。

最後に憲法9条について、私の考えや憲法擁護について所見をお尋ねいただいておりますが、申すまでもなく日本国民は国際平和を誠実に希求し、戦争は永久に放棄するとのことでもあります。私は戦前戦中戦後を生きてきた1人であり、小学生時代、私は新制中学校ではなく、小学校高等科1、2年で昭和21年に卒業をしておりますが、その後、社会情勢は自主自由化の時代となり、新憲法を基本に各種の法律が制定され、多くの先人の努力で日本は飛躍的に発展を遂げてまいりましたが、やはり平和があつての今日であると考えております。憲法についてのいろいろな考え方や行動があろうかと存じますが、我々公務員

は定められた憲法を擁護する義務を課せられております。憲法に基づき、日本と世界の平和な未来づくりに微力ながら、今後も努力してまいりたいと考えます。

以上申し上げまして、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 憲法に続いて非核の問題であります。核兵器を廃絶するという運動が全国で、世界で進められています。ところが、アメリカが核軍縮交渉に応じるどころか、核兵器の専制使用さえ辞さない態度を示している中で、また北朝鮮が核兵器不拡散条約からの脱退を宣言し、核保有について発言するなど、2020年までに核兵器を廃絶しようという展望が見えない状況にあります。

しかし、恒久平和都市宣言をしている竜王町として、また非核自治体協議会の一員として、町内での宣言や普及についてはご検討いただいていることと思えます。

そこでお伺いをしたいんですが、昨年9月に日本非核宣言、自治体協議会の全国大会が開かれたと聞いています。竜王町も、この協議会にお入りいただいていると思っておりますけれども、この全国大会にご参加いただいたのかどうか。また、それがどんな内容であったのかをお伺いしたいと思います。

竜王町として、平成17年度、また今後、核兵器廃絶のための活動をどのように進めていこうとお考えかについてお伺いをしたいと思います。

憲法の問題とも関連するんですけれども、私は終戦60年の記念の年、ことしに恒久平和を目指す取り組みを一体のものとしてできないものかと考えています。今日まで以上の企画を青年団や遺族会など、平和を愛する人々に呼びかけて、公募の実行委員会で実施するというのも町として検討いただきたいと思います。ご所見などをお伺いしたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 北川総務課長。

**○総務課長（北川治郎）** 若井敏子議員さんから非核宣言自治体にかかわりまして、2点のご質問をいただいておりますのでお答えさせていただきます。

まず、1点目に昨年9月、日本非核宣言自治体協議会の全国大会が開かれたと聞いているが、この全国大会に竜王町も参加したのか。どんな内容の会議であったのかというお尋ねをいただいております。ご質問につきまして確認をいたしましたところ、昨年の9月24日に三重県で日本非核宣言自治体協議会が主催をされまして、平成16年度第2回平和行政担当者研修会が開催されておりました。

て、議員さんからはこのことについてお尋ねをいただいているものと考えております。

ご質問をいただいておりますが、この研修会には他の公務との関係で参加をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目のご質問としまして、竜王町として17年度以降、核兵器廃絶のための活動をどのように進めていこうと考えているのかお尋ねをいただいております。ご承知をいただいておりますように、竜王町は昭和63年9月に世界の恒久平和の実現と核兵器の廃絶を目指すことをうたった竜王町平和都市宣言を議会で議決いただき、竜王町を恒久平和都市とすることを宣言をいたしました。以来、恒久平和を願う取り組みといたしまして、平和を願う映画の集いなどがされるようになり、住民の皆さんの平和を願う思いというものが高いものであると考えます。

ご質問で、恒久平和を目指す取り組みについて、今まで以上のことをすることができないかというご質問をいただいております。今、具体的にどういうものをお答えすることはできませんが、ご質問の趣旨はよく理解をさせていただくことができますので、町としまして、今後どのようなことができるか検討をしていきたいと考えますので、よろしくご理解賜りまして、ご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 私、実は持ってくるのを忘れていたんですけども、平成12年に有線放送が「平和の鐘」という本を発行されたんですね。この中には、長年、有線放送で終戦記念の日に、その前後1週間ほどだったと思うんですけども、町民の皆さんの戦争体験を放送されまして、それが冊子になって60人以上の人たちの声が文章になって、本になっているんですけども、これは平成12年につくられたものなんですね。それをちょっと読み返して、きのうもちょっと読んでたんですけども、読み返してみますと、もう、ほんとおられない方が、他界された方がたくさんおられまして、私はほんとに自分で経験した生の声をああいう形で有線で流し、また文章にするということは大事なことで、やっぱり生きておられるうちにそういう状況を私たちが享受することが、共有することが大事なんじゃないのかなというふうに思ってるんですね。

今、総務課長は町としても検討していきたいというお話をされましたので、今度は有線じゃなくて、町の方でぜひそういう聞き取りをしてもらって、それを

文章化してもらったらどうやろうかと、須恵の方が土手にへばりついて怖かったわという話をしてくださった方がありましたし、橋本のおばあちゃんも、もう絶対かなわん、あんな怖いことは今でも思い出すって言わはるんで、この前のは結構、町的には有名な方がたくさん掲載されてたかなというふうに思うんですけども、今度はぜひたくさんの人に文章を書いてというとなかなか大変なんですけど、ぜひ聞き取りをしていただくような形で文章化してもらったらどうなのかなというふうに、ひとつ提案として申し上げておきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（村井幸夫） この際、申し上げます。

ここで午後4時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時00分

○議長（村井幸夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

若井敏子議員さんの質問で国民健康保険税と医療費の減免制度について、執行部の方から回答の追加をさせていただきたいということでございますので、それを認めることにいたします。

西村住民福祉課長。

○住民福祉課長（西村喜代美） 先ほどの若井敏子議員さんのご質問の回答をさせていただきます。

短期被保険者証の発行につきましては約40件でございます。お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 次に、8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） それでは、次の質問に移ります。

県所有地80ヘクタールの利活用等について。

ドラゴンハット南側の地続きにあります県有地80ヘクタールは、県が竜王町発展に寄与する大企業等を誘致およびあっせんするよう深い理解を示され、お話によりますと全国でも5本の指に入る大企業とのこと、町も自律のまちづくりへの試金石として積極的に対応されていると聞いています。今後の見通しについて伺います。よろしく申し上げます。

○議長（村井幸夫） 佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司） 竹山議員さんからのご質問についてお答えをいたします。

岡屋地先の県有地の件についてでございますが、これまでの経過では土地所有

者であります滋賀県に対しまして、町といたしましてはさまざまな構想の検討や有効活用に向けての方向づけを議会議員の皆さんをはじめ、関係者のご協力をいただきながら要請を行ってきているところであります。

滋賀県としても竜王インター周辺の好条件の大規模な土地ということで、将来の可能性を含んだ土地であるものの、現時点では公共利用を目的に用地取得された経緯や、その考え方も残されているということから新たに有効な方向性を探る状況には至っていないのが実情でありました。

このことは、昨年12月の定例議会において勝見幸弘議員さんからも強く要請がございましたとおり、この用地は地元の皆さんより地域振興、地域活性化のためにご提供をいただきました大切な土地であります。大変、経済状況の厳しい状況の中、今こそ経済活性化や地方財政の安定確保に向け、有効活用を図っていくべき土地ではないかと強く感じております。

また、たくましいまちづくりを目指す本町にとっても、その動向に大きく期待をしているところでもあります。

そのようなことを踏まえまして、県有地を含め、竜王町インターチェンジ周辺は産業立地に魅力的な地先であることから、その優位性を最大限に生かし、国・県や経済界等、さまざまな方面に情報発信などを行い、山口町長を先頭に精力的、戦略的に立地誘導に向けて奔走、鋭意努力を行っているところでございます。

この中で特に県有地についても厳しい経済情勢や雇用情勢など、本町だけではなく県域的観点から1日も早い竜王インターチェンジと県有地等を生かした地域振興を進めるべきと精力的に滋賀県にもたびたび要請をいたしました。

ようやく、厳しい県の財政状況もあることから大手優良企業等の立地誘導も視野に、調査・検討を進めるべき行動を起こしていく旨、県幹部の方から聞き及んでいるところでございます。

今後は、滋賀県としても情報収集、調査研究に着手をされることから町も可能な限り連携を密にしながら協力、支援に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、本議会に新年度予算として計上いたしております竜王インターチェンジを生かす物流拠点整備計画策定業務につきましても県有地も含めた、この地域への産業誘導をねらい、その条件整備を図るものでありますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

竜王町としても引き続き土地の有効活用や構想づけに対しまして、議員皆さま

方とともに関係機関への積極的な要請活動を行いながら1日も早い実現に向けての行動を展開してまいりたいと思いますので、よろしくご尽力賜りますようお願いを申し上げ、まことに簡単でございますが、ご回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 先日の地域再生まちづくりの町民フォーラムで、講師の先生は「竜王町はまちづくりに夢を追い求めていたように思う、これからは早急に夢の実現に向けた取り組みが必要である」と、指摘されました。

私は、自律のたくましいまちづくりに山口町長がおかけくださいます、その情熱は必ず国や県、経済界にも通じて優良企業はもとより、公共施設誘致につながっていただけるものであり、町の発展と住民の幸せを願う私たちの議会の思いとをあわせて一心岩をも通すものと信じておりますので、引き続きこのことへのご努力をお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

義経元服池周辺の交通安全と観光振興についてお尋ねをいたします。

鏡道の駅オープンに合わせて実施されました我が町での義経サミットを大変意義深く存じ、このことが町の活性化につながることを念じておりました。とき折しも、NHK大河ドラマも功を奏し、国道8号線沿いの義経元服池への見学者も多く、喜ばしく存じますが、この場所周辺の歩道が極めて狭く危険な状況にあります。観光客の安全と地域住民の生活を守るために、今後の観光振興等について観光客の安全と地域住民の振興等について伺います。よろしくお願ひします。

○議長（村井幸夫） 川部商工観光課長。

○商工観光課長（川部治夫） 竹山兵司議員さんの義経元服池周辺の交通安全と観光振興についてのご質問に対しましてお答えを申し上げます。

既にご高承いただいておりますように、議員仰せのとおり平成15年11月の道の駅竜王かがみの里のオープンと同時に、NHK大河ドラマ「義経」の放映決定を受けまして、これこそ本町鏡の里を義経元服命名の地として全国に発信をする絶好の機会であるにとらえさせていただき、これを契機として義経のゆかりのある町との交流を行い、全国に発信することを目的に昨年4月24日に町公民館にて全国に先駆け義経サミットを開催いたしましたところであります。

このサミット参加市町村による共同宣言を行う中で、宣言に基づき、昨年より義経元服の地を全国に情報発信するとともに、この義経による観光振興と観光客

の誘客を図り、地元への地域振興を図るべく事業展開を議員皆さまのご理解を賜り、竜王町観光協会、竜王町商工会、地元鏡の里保存会、町内有志の皆さまによる竜王町観光ウエルカムガイド、道の駅竜王かがみの里、滋賀県ビジターズビューロ、近江鉄道などの観光物産関係機関のご協力をいただき、NHK大河ドラマ「義経」の放映に合わせて各種の誘客、観光商品などを創設するなど、義経元服の町としての観光振興を図ってきたところであります。

こうした関係皆さまの義経による町おこしにかかる熱意が、既にご高承をいただいておりますように本年1月以降から連日、テレビ、新聞、雑誌など多くのマスメディアを通して全国に義経元服の地、滋賀県近江鏡の宿として取り上げていただく中で多くの観光客が訪れていただいているところであります。

そこで、議員お尋ねの国道8号線の歩道が狭いことから、義経元服池をはじめ、義経ゆかりの史跡への見学者に対する安全対策であります。道の駅から国道を直接横断されないように歩道橋を利用させていただくための道しるべ案内板を設置いたしております。歩道につきましては、義経元服池までの国道の北側については、かねてより国に対して歩道の拡幅について要望いたしてきたところであります。

現在、この事業着手に向けての取り組みをいただいております。早期にこの歩道拡幅による安全対策が図られるよう、さらに強く国に対して要望していきたいと考えておりますが、この歩道拡幅までの間につきましては来訪者への安全啓発看板設置などの対策を講じてまいります。

また、現在ご質問をいただいております議員さんをはじめ、地元議員さんにも大変なるご苦勞をいただき、竜王町ウエルカムガイドさんとして来訪者への観光案内をいただいております。

団体につきましては、予約をお受けする団体でバス会社へ交通安全対策上、バスガイド、添乗員による、責任を持って観光客の安全誘導をしていただく旨の条件を付して引き受けをいただいております。さきにも申し上げましたように歩道拡幅がなされるまでの間は、できる限りの安全対策を講じてまいります。

次に、観光振興につきましては、さきに山田義明議員の観光産業のご質問に主監が答えをさせていただきましたのでご理解を賜りますように申し上げまして、竹山議員さんへの回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** お答えいただきまして、ありがとうございます。

1日も早い歩道の拡幅が願われることでございますけれども、できましたならば簡易的なガードレールなども設置されてはいかがかと存じます。先ほどもお話がございましたけれども、昨日の観光協会だよりによりますと、我が町と同じように義経にまつわる歴史文化が育まれている岩手県平泉町への観光ロマンの旅の案内がありました。この地で義経サミットが開催されると聞いていますが、せっかくの機会でもありますので、意義ある研修をされるよう願っています。このことについて、いかがかと存じます。よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 川部商工観光課長。

**○商工観光課長（川部治夫）** ただいま、竹山兵司議員さんの再質問についてお答えを申し上げたいと思います。

交通安全対策につきまして、簡易的なガードレール等のお話もいただいておりますのでございますけれども、できるだけ、今おっしゃっている形で看板なり、そういう啓発看板を立てさせていただき、実施していきたいと思っておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

それと、もう1つは、きのう新聞折り込みでされております観光協会だよりの中に義経のゆかりの地という形で今年5月に、私ども昨年竜王町で開催させていただきました義経サミットを岩手県の平泉町で開催をされるということで、既に町長あてにご案内もいただいておりますのでございますけど、これにさきのサミットでそれぞれ、このゆかりの地の住民交流もしていこうということも合わせてサミットの宣言の中にございまして、それに基づいて早速観光協会の方でこれに派遣をする運営委員会を立ち上げていただいて、さきのご案内もいただいておりますので、我々行政の方もこれに、町長もサミットに当然参加をいたしますけど、できるだけ多くの町民の皆さんが参加をしていただきまして、交流を含めてしていただけると、私ども町としても祈念を申し上げたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（村井幸夫）** 8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** せっかくの機会でございますので、参加される方も、されない方も意義あることへの研修をしていただければ幸いと存じます。要望して、質問を終わります。

**○議長（村井幸夫）** 次に、7番、圖司重夫議員。

**○7番（圖司重夫）** 平成17年第1回定例会一般質問、7番、圖司重夫。

以下、3点の質問をさせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、NHK大河ドラマ「義経」の元服の地について。

本年1月9日より、NHK大河ドラマ「義経」の放送が始まり、毎回、視聴率もよく全国に義経ブームが起こっております。義経の元服の地と言われる竜王町も道の駅竜王かがみの里において、義経元服料理、また3月3日より、義経元服祭りも始まりました。

一方、道の駅敷地内に併設された観光案内所も1月10日にオープンし、観光ウエルカムガイドの皆さんが尋ねて来られるお客様に対して元服の池を中心とした観光ガイドを展開されております。そのお客様のほとんどが、この竜王町鏡が義経元服の地なんですねと口をそろえて言われます。

竜王町では、山口町長、川部商工観光課長をはじめ、関係者の方が昨年11月より何回となくNHKに対して元服の地を竜王町とするようにとの要請をされてきました。ところが、3月6日の放送においては、元服の地は愛知県となっており、元服のシーンもわずか数分程度でありました。大河ドラマ「義経」の原作者である宮尾登美子さんをはじめ、歴史家の多くが義経元服竜王説をとнаえておられるにもかかわらず放送されたことは、まことに遺憾であります。このシーンを見た竜王の子どもたちも少なからずショックを受けたものと思います。

そこでお伺いいたします。

NHKの現在までの竜王町に対する対応、およびNHKに対してどのように考えておられるのか、町当局のご所見をお伺いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 川部商工観光課長。

**○商工観光課長（川部治夫）** 圖司重夫議員さんのNHK大河ドラマ「義経」の元服の地についてのご質問に対しまして、お答えを申し上げます。

議員仰せのとおり、本年1月9日より、NHK大河ドラマ「義経」が放映され、ビデオリサーチによる調査では視聴率24%前後が推移し、好調が続いているドラマであります。そうしたことから全国に義経ブームが起こり、義経による町おこしが展開をされております。

こうしたことから、本町のテレビ・新聞・雑誌などのマスメディアを通して義経元服の地は滋賀県竜王町近江鏡の宿であることが連日取り上げられ、地元鏡の皆さまは無論、町民皆さんをはじめ、また今回のドラマの原作であります宮尾登美子氏の「平家物語」ならびに「義経」を読まれた方は、今回の大河ドラマ「義経」では、義経の元服の地は鏡の宿として放送されることを期待されておったと

思います。

しかし、既にご高承のとおりNHK大河ドラマ「義経」3月6日放送、第9回「義経誕生」での義経元服のシーンが放映され、ドラマでは、元服の地は原作にある鏡の宿でもなく、「義経記」に登場する尾張の熱田神宮でもなく、全く元服の地にゆかりのない義経の父、義朝が殺された場所、「尾張・内海庄」が採用され、わずか数分での時間でありましたが、この放映をごらんになった町民の皆さん方には、大変奇遇ならびに落胆をされたことと存じます。

私ども町行政としても、このドラマで元服の地鏡の宿が取り上げられれば全国に大きくPRできるものとして期待をしておりましたところであり、非常に残念であります。

そこで、議員お尋ねのNHKの現在までの竜王町に対する対応およびNHKに対して、どのように考えているのかについてのお答えであります。

私ども町といたしましては、昨年4月に開催しました義経サミットにおきまして、アドバイザーとして招聘いたしましたNHKの番組制作局のチーフプロデューサーを通じて、サミット終了後、鏡の宿での義経元服を今回のドラマに、および義経ゆかりの地の紹介に取り上げていただく旨の要請を皮切りに、以後、NHK放送局ならびに今回の大河ドラマ「義経」の番組制作を行っておりますNHK本部番組制作局に対しまして、数次にわたり町長をはじめ、私どもの関係者で要請を行ってきたところであります。

また、一方では地元鏡の里保存会からもNHKに対して抗議、要請をされております。

今回の放映に対してのNHKの見解は、番組製作上、時代考証には大学の先生などの指導を受け、今回の義経元服の地は諸説があり、ドラマとして親子のきずなを企画意図として父の最後の地で元服をしたと設定するとともに、元服シーンのある放映後に義経ゆかりの地紹介、義経紀行には元服の地のゆかりの地を放映しないとの見解でありました。

町といたしまして、今回のNHKの元服の放映に関しては歴史的史実史跡に基づいたものでないことに非常に残念であります。しかし、また反面、小説、ドラマ、エンターテインメントとしてとらまえるならば、おもしろさが追求されることもやむを得ないと考えられます。

しかし、義経元服の地は義経没後鎌倉時代初期の軍記物語、「平治物語」「謡曲烏帽子折」に鏡の宿とされており、何よりも地元鏡地区の皆さんが長年これま

で大切に史跡、元服時のたらいの保存、とがらい祭りの伝承を通じて守ってこられた義経元服の地は、私ども竜王鏡の宿であることに確信と誇りを持って、引き続き後世に伝えていかなければならないと考えております。

こうしたことから、さきの義経元服の放映以降も再三にわたり、NHKに対しまして、ドラマの最後に義経ゆかりの地として放映されます義経紀行に鏡の宿義経元服の地を取り上げていただくように強く要請、協議を行ってきまして、先般、NHK製作局大河ドラマ「義経」の番組総括責任者より、これからの番組放映の中で義経紀行に鏡の宿を取り上げるべく、現在、前向きに進めている旨の返事をいただいたところであります。

今後、放映が確たるものになりますように、引き続きNHKとの協議、要請を行ってまいりたいと思います。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、圖司議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 7番、圖司重夫議員。

**○7番（圖司重夫）** 愛知県につきましては、先ほども言われましたように、義経の父、源義朝の処刑された場所でありまして、またほん近くに義経の兄であります頼朝の生誕の地があります。全く現実と関係がないわけではありませんけれども、義経元服の地であるという、先ほども変化をもたすというようなことも言われましたけれども、特に根拠をお聞きになっておられましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

また、今後、先ほど義経紀行の中でというような話もありましたけれども、特にNHKに対して、どのような働きかけをされていくのか、今現在のところ考えておられましたらお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 川部商工観光課長。

**○商工観光課長（川部治夫）** 圖司重夫議員さんの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

さきの番組の中で尾張の方での放映ということになった背景もおっしゃっていただいたところでございますけど、歴史的に、私どもが調べさせていただく中で諸説いろいろあると言われてるんですけど、歴史的にはさきに申し上げました竜王鏡の里につきましては「平治物語」、さらには尾張の熱田神宮につきましては「義経紀」という、この2説の中であるということでございますけど、今回の放送に関しては、その両方とも実は避けているということで、その地ではないと。

ただ、尾張ということでは、我々としては憤慨をしておるわけですが、そういう意味で設定をされておりますので、先ほど回答させていただきましたNHKの意図は番組上、こういう形に変えた。しかも、これにつきまして原作者の宮尾登美子さんの原作にも鏡の宿にあると、これも原作者の了解も得て変えさせていただいたという実は、NHKの方からのそういう返答もいただいておりますので、そういう意味では番組を今から変えるということではできませんので、先ほど申し上げました、いわゆる番組が終わってから時間は約1分間ですけれども、義経ゆかりの地ということで義経紀行というものが毎回放映されてるわけですが、その中にぜひとも私ども鏡の宿が元服の地やということは何としても入れていただかないかということで、先ほど申し上げました鏡地元の鏡保存会、さらには多くの皆さん方が連日、役場の方にもお電話をいただいておりますし、道の駅にもお電話をいただき、さらにはNHKにも直接、視聴者の方で電話をしていただく方もありまして、それらを受けまして先ほど申し上げさせてもらったように、NHKの方でこんな状況ではほっとけないということで、何とかそのドラマ後の義経紀行の中で取り上げていこうということで、今、検討をさせていただいているということです。

従来から何回も要請させてもらう中では「難しい難しい」というような形で、なかなか取り上げることは難しいというお話をいただいていたわけですが、先般ようやく前向きに取り上げる方向で、今、進めさせていただいているということで一歩前進した回答をいただいておりますので、先ほど申し上げましたように確実に今度は放映していただける時期とか、内容とか、そういうものをまた私どもわかり次第、議員の皆さん、さらには町民の皆さん方にもごらんいただくように、また前もってご連絡なり、周知をしたいと思っておりますので、またその節もお願いすると同時に、できましたらまた地元議員さんも含めてNHKの方に一視聴者としてのご意見も、また向こうへ反映していただければありがたいことを申し上げさせてもらって答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（村井幸夫） 7番、圖司重夫議員。

○7番（圖司重夫） はい、ありがとうございます。

物語は、次の平泉へと進んでおりますけれども、町執行部の皆さんの今日までのNHKに対する働きかけに対しまして、感謝申し上げますとともに、引き続きNHKに対して働きかけていただきますように、ひとつよろしくお願い申し上げます。

ます。

次の質問に移ります。

観光ウエルカムガイドの体制確立と観光協会について。

観光ウエルカムガイドについては、道の駅敷地内に建設された観光案内所において、1月10日以降、毎週火曜日の定休日を除き、有志によるガイド10名の方が当番制で常駐されております。

また、町内外からガイドの予約が入った場合は、当番以外のガイドが主に鏡周辺の名所・旧跡をガイドしております。有志とはいえ、ガイド1人1人が、それぞれ所用も多く、現在では少々無理な事態も生じております。

一方、町内には鏡以外にも観光レジャースポットとして妹背の里、雪野山、苗村神社、観光農園、ドラゴンハット等が点在しており、いわゆる観光資源の豊富な町でもあります。

今後においては、町内の方を対象にして観光ガイドを公募し、増員した上で、ガイド一人ひとりがどのような役割を担っているのか、目的意識を明確にし、観光協会を母体として活動しなければならないと考えます。

そこでお伺いいたします。

観光ウエルカムガイドの母体となる竜王町観光協会の独立した拠点施設、事務所および運営形態、さらには永続的に発展させていくべきウエルカムガイドへの手当等を含め採算の取れる運営方法について、今後の方向性をどのように考えておられるのか、町当局のご所見をお伺いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 川部商工観光課長。

**○商工観光課長（川部治夫）** 圖司重夫議員さんの観光ウエルカムガイドの体制確立と観光協会についてのご質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

さきに竹山兵司議員のご質問にもお答えを申し上げましたように、昨年より義経元服の地を情報発信するとともに、この義経による観光振興と観光客の誘客を図り、地元への地域振興を図るべく事業展開を多くの関係者、機関のご協力をいただき、NHK大河ドラマ義経の放映に合わせて各種の誘客、観光商品などを創設するなど義経元服の町としての観光振興を図っており、現在、多くの観光客が訪れていただいております。

今回、この鏡の里に訪れていただく方々に少しでも我が町の歴史、文化に触れ、楽しんでもらい、ほんの一時ではありますが来訪者との会話を通じて触れ合い、交流をしていただくことを目的に道の駅での観光ガイドを行っていただく方々を従

来から活動をいただいております観光ボランティアガイドさんの増員を図るため、昨年11月に竜王町観光協会のボランティアガイドとして募集をいただいたところでもあります。

現在、地元の鏡の皆さまをはじめ、町内有志の方々10名によります竜王町観光ウエルカムガイドを組織していただいております、圖司議員、竹山議員さんにおかれましても、このウエルカムガイドのメンバーとして連日ご活躍をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第であります。

町といたしまして、この鏡の里に訪れていただく観光客への利便性と観光案内を目的に道の駅に昨年12月から今年12月までの1年間に限定する一時観光案内所を開設いたしましたところでもあります。この観光案内所を拠点に観光ウエルカムガイドの皆さんに町民を代表して町の観光案内PRをいただいております、さきに議員が仰せのとおり、今年1月10日から毎週火曜日を除く午前10時から午後4時まで10名のガイド様がボランティアで毎日当番制で常駐いただいております。

また、団体バスでのガイドの予約が入った場合は、さらには3月5日からは町ならびに観光協会と近江鉄道がタイアップした既存のバス路線を生かした観光バス義経号の運行を行い、土曜日、日曜日、祝日での予約が入った場合には添乗とともに鏡の里の案内ガイドとして案内所の当番以外のガイドの方が出いただくなど、日々ご多忙の中、日時を割いていただき、町の観光活性化のために一躍を担っていただいているところでもあります。

こうしたことから、現在、町観光協会では議員仰せのとおり、多忙極まる中、一時観光案内所の当番制のガイドの増員を図るべき、町内の方を対象に観光ガイドの追加募集をいただいております。

そこで、議員お尋ねの観光ウエルカムガイドの母体となる竜王町観光協会の独立した拠点施設、事務所および運営形態、さらにウエルカムガイドへの手当等を含む採算性の取れる運営方法についてであります、現在は町役場、商工観光課内に事務所を置き、町の観光行政との連携、共同事業の展開を図るため、行政と協会との協業体制を図っているところであり、観光協会の事務局1名体制を考えると、現状の観光行政担当課に併設することが最善と考えているところでもあります。

しかし、さきに山田議員のご質問にお答えを申し上げましたように、町が投資した各誘客施設に携わる財団法人、第三セクターの統合ならびに竜王町観光協会も対象とした統合会社の組織化につきましては、これからの町の観光産業振興を

図る上で今後組織統合の必要性、可能性を検討される中で観光協会の拠点施設、運営形態についても必然的に検討されるべき内容と考えており、観光協会も含めた組織再編の中で町の観光産業の担い手機関として創設されるべきであると考えているものであります。

以上、理解を賜りますようお願い申し上げまして、圖司議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 次に、7番、圖司重夫議員。

**○7番（圖司重夫）** 行財政改革の中、大変難しい部分もあると思いますけれども、要はガイドをする人、案内所で当番をする人、その人たちが、やりがいを持ち、また責任感を持ちながらお客様に接していくことが大事かと思います。細かい部分ですけれども、ガイドへの手当が100%とは言いませんが、重要な要素の1つであると考えます。今後とも、この部分をご考察をお願いいたしまして、この質問を終わります。

国道477号線への防犯灯設置について、竜王インター北側より近江八幡市安養寺地先までの国道477号線については、その近隣に住宅団地もあることから、通勤・通学の方が多数利用されております。しかしながら、この路線の大部分で防犯灯が設置されておらず、夜になると大変危険な状況にあります。現在まで何回となく、変質者および痴漢が出没し、本年に入っても女性とが痴漢に狙われたという事件が発生しております。

鏡地先の近江陸運株式会社より北側は近江八幡市となりますが、国および近江八幡市に対して防犯灯の設置を強く要請していただきたいと思います。あわせて、近江八幡市安養寺より竜王町松陽台までの農道兼生活道路ですけれども、農道につきましても多数の通行者がありながら防犯灯は皆無であることから、重ねて要請していただき、通行される方が安心して利用でき、また交通事故等を未然に防ぐためにも必要であることから、行政として検討していただきたく、この件につきまして町当局のご所見をお伺いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 青木生活安全課長。

**○生活安全課長（青木 進）** 圖司議員さんの国道477号線への防犯灯の設置についてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘をいただいておりますとおり、国道477号線はJR篠原駅を利用する通勤・通学の住民の皆さまが多く、ご質問の中での事件につきましては、その容疑者が2月中旬に逮捕されたところがございます。しかしながら、その通行中

における安全確保のためにも防犯灯の設置による被害の未然防止は大変重要なことと認識をいたしております。

国道477号線の沿線の中で町内住宅地間を通過する部分につきましては、防犯上の面から極力防犯灯の設置をするよう対応していきたいと考えております。

ご承知のように、平成16年度におきましては、希望が丘（薬師）地先から北の方へ高橋ワークス付近について現在関西電力の電柱への添加方式により防犯灯を設置いたすべく、現在、事業を進めているところでございます。

しかし、その他の沿線部分につきましては、例えば歩道の未設置、また土地の権利関係や占用手続きにおきまして県との協議が必要な部分もございます。さらに一部には電柱がなく、防犯灯の支柱から設置するとなりますと、添加方式の約2倍の経費がかかると聞いております。

現在、ご高承のように財政事情大変厳しい中、安価で対応でき、なおかつ効率的に防犯灯を設置する必要がございまして、今後、予算の対応できる範囲ではありますが、設置場所の優先順位等を検討しながら、できる限り設置に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問にございます鏡地先から近江八幡市内におきましては道路整備がされ、歩道も設置されておりますが、一部電柱のない状況がございまして、安価で対応できる添加方式は難しいと考えております。

しかしながら、町といたしましては防犯上、大変危惧するところでございます。さらに行政といたしまして、この状況を近江八幡市に伝えまして、防犯灯を1日も早く設置していただけるよう広域的な防犯対策を進める観点から強く要請してまいりたいと考えております。

さらにお尋ねをいただいております安養寺から松陽台地先の農道につきましては、一部近江八幡地先に竜王町の防犯灯を設置いたしておりますが、これは5灯ぐらい設置をいたしております。しかし、その先には設置がございません。この道につきましては、ご質問にもございましたように農道でございますので、生活道路といえども農耕車両の通行専用道路として利用されております。

近江八幡市で話をさせていただきますと、安養寺の地元としては農道の専用車両として利用したい旨を聞いておりますし、防犯灯の設置が電柱等も含めて、一部支障になるということも聞いておるところでございます。

いずれにいたしましても、町といたしましては極力歩道整備されました国道477号線の歩道を利用していただくことをお願いいたしまして、この路線への防

犯灯の設置について近江八幡市の方へ強く要望を重ねてまいりたいというように考えております。今後とも議員皆様のご指導、またご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（村井幸夫） 7番、圖司重夫議員。

○7番（圖司重夫） 国道477号線に限って竜王インターから近江八幡市、安養寺手前付近まで過去2、3年の間に変質者および痴漢等の発生件数、またその中で障害等がありましたら、その件数がわかっておりましたら、またお教え願いたいわけなんですけれども。

○議長（村井幸夫） 青木生活安全課長。

○生活安全課長（青木 進） 先ほどもご質問の答弁の中でお答えをさせていただきましたように、国道477号線、安養寺付近に変質者が大変多く出没いたしました。詳しい件数は把握をいたしておりませんが、この件につきましては近江八幡警察署も深くマークをされておまして、竜王町内でその容疑者が逮捕されたというように聞いております。

今、ご質問いただきました竜王インターから安養寺までの国道477号線の中でそういった犯罪行為が何件あったかということにつきまして、今のところ資料を持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（村井幸夫） 7番、圖司重夫議員。

○7番（圖司重夫） はい、ありがとうございます。

近江八幡市との政治的な絡みですか、今現在は竜王町と近江八幡市とは合併の計画はないわけでございますけれども、そういった問題もありまして、財政的な問題、こういうことが一朝一夕にできるものではないと思いますけれども、人命にかかわる事件の発生も考えられますことから、現地の状況調査も、先ほど言われましたけれども早急に対策をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村井幸夫） これをもって、一般質問を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議員派遣について

○議長（村井幸夫） 日程第2、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣すること

にいたしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願い申し上げます。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さんでございました。

散会 午後4時50分